

社会保険庁をめぐる不祥事案等に関する調査報告書 (参考資料)

- ・(株)カワグチ技研の概要
- ・(株)ニチネン企画の概要

【金銭登録機関係】

- ・収納対策支援システム概要図
- ・金銭登録機（ハンディターミナル）のカタログ
- ・国民年金保険料収納対策の強化について（運営方針・平成15年3月社会保険庁長官決裁）
- ・国民年金保険料の収納事務における金銭登録機の導入について（平成15年3月11日国年事業室室長補佐等事務連絡）
- ・平成14年度国民年金特別会計業務勘定前渡資金の交付について（平成15年3月19日総務部経理課長通知）
- ・会計検査院「金銭登録機」想定
- ・随意契約関係参照条文

【届出用紙等印刷システム（パピアート）関係】

- ・地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の概要（社会保険関係）
- ・届出用紙等印刷システムの概念図
- ・届出用紙等印刷システムの実施について（平成11年8月運営部長決裁）
- ・平成11年度分の届出用紙等印刷システムの調達に関する仕様書
- ・日本工業新聞記事（平成11年6月28日）
- ・パピアートのパンフレット
- ・平成11年度分の随意契約の締結に先立つ官報公示
- ・行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）等
- ・予定価格関係参照条文
- ・（財）建設物価調査会「物価資料」

【監修料の実態に関する追加調査関係】

- ・社会保険庁における監修料の受領額
- ・社会保険庁総務部経理課組織イメージ図

【関係職員の処分等関係】

- ・国家公務員倫理法の考え方

(株)カワグチ技研の概要

(平成17年1月現在)

商 号 (株)カワグチ技研

※商号の変遷 平成10年10月設立 (株)河口技研
平成11年 9月変更 (株)カワグチ技研
平成11年10月変更 (株)河口技研
平成13年 8月変更 (株)カワグチ技研

本 店 東京都港区浜松町二丁目4番1号

会社成立の 年月日 平成10年10月6日

目 的 情報処理機器の企画・制作・販売・賃貸業
情報処理ソフトウェアの企画・製作・販売・賃貸業
文房具の企画・製作・販売業
印刷及び出版に関する企画業 等

資 本 の 額 金1,000万円

代表取締役 相笠 弘明

※代表取締役の変遷 平成10年10月就任 河口 晓
平成11年 9月就任 川崎 義幸
平成13年 7月辞任 河口 晓
平成13年 8月就任 相笠 弘明
平成16年 8月辞任 川崎 義幸

(株)ニチネン企画の概要

(平成17年1月現在)

商 号 (株)ニチネン企画

商号の変遷 日本年金システム出版(株) (S58. 12. 19 設立)

日年出版(株) (S61. 4. 1 変更登記)

(株)ニチネン企画 (H4. 11. 24 変更登記)

本 店 東京都港区浜松町一丁目27番16号 浜松町D Sビル8階

会社成立の年月日 昭和58年12月19日

目 的 社会保険等に関する図書の出版

各種印刷及び製本

印刷物の発送業務

文房具の企画・製作・販売

情報処理機器の企画・製造・販売・リース

情報処理に関するソフトウェアの企画・制作・販売

広報の企画・実施

上記に附帯する一切の業務

資本の額 金1,000万円

代表者及び役員 代表取締役 川崎 千尋、 石川 雅子

代表取締役の変遷 加藤 久子(S58. 12. 19 就任)

川崎 義幸(S63. 6. 24 変更)

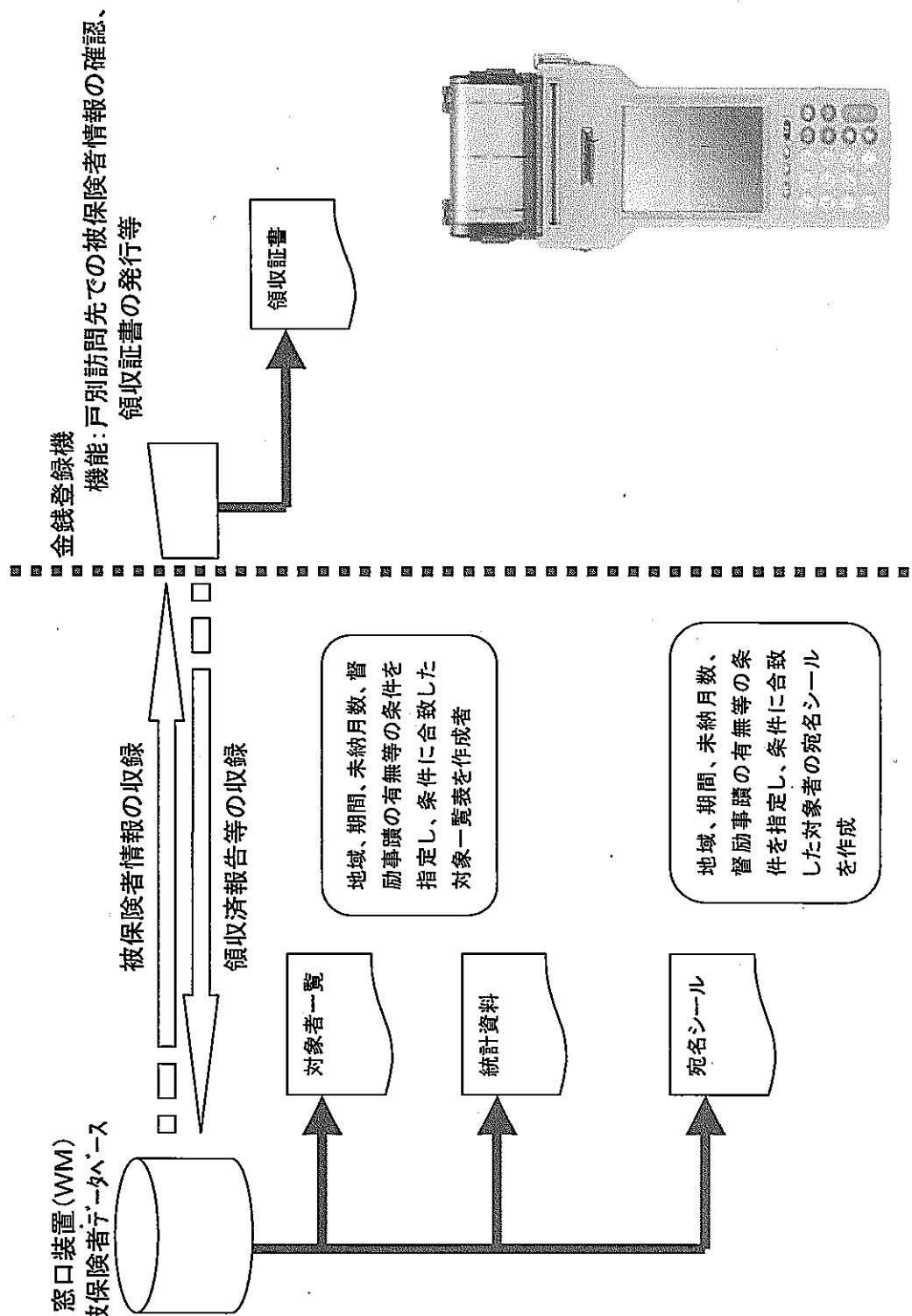
川崎 千尋(H10. 12. 14 変更)

石川 雅子(H14. 9. 1 共同代表就任)

取締役 川崎 千尋、 川崎 とき、 石川 雅子

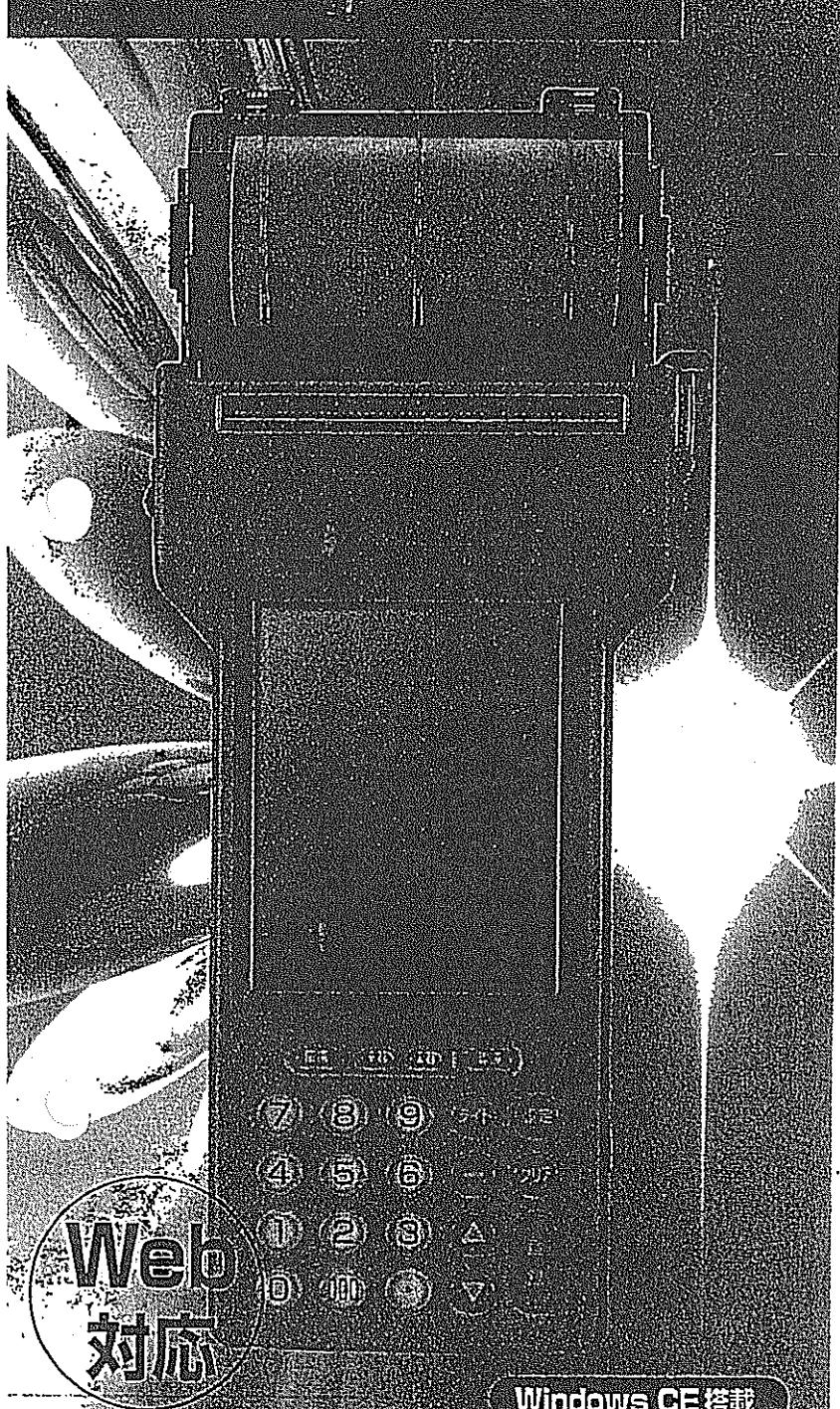
監査役 川崎 義幸(H14. 9. 1 就任)

収納対策支援システム概要図



次世代ハンディーターミナル

PI-570



Windows CE搭載

- 幅84mm、530gのコンパクトボディに、高性能ハンディターミナルのスペックを凝縮
- 240×320ドット(漢字15文字×17行、255文字)情報を大型液晶画面で鮮明に表示
- 80mmの高品位サマーフリントをサポート、31行/秒で高速印字
- タッチパネル入力、テンキースペースの併用により、データ入力がスムーズ
- SCSI/LANを経由した高通信から本体どうしのやりとりまで、データ転送が可能

FURUNO SYSTEMS

インターネットに 隨時アクセスできます。

標準サポートのインターネットブラウザ、電子メールソフトにより、インターネット経由で必要な情報の入手、業務連絡等が可能。Webを活用したデータ配信にもスムーズに対応できます。

多様なネットワークにも 多彩な通信カードで対応できます。

搭載したPCカードスロットにより、各種通信インターフェースにPCカードで対応。PIAFS、DoPa、セルラー、無線LANなどを駆使した様々な業務での情報連携を可能にします。

データ容量の増大ができます。

アプリケーションやデータの容量に合わせて、ユーザファイルメモリ(CFカード)が8Mバイトから最大96Mバイトまで拡張可能。システムアップにも柔軟に対応できます。

専門的な業務にも 柔軟な拡張性で応えます。

標準内蔵の自販機通信専用インターフェースをはじめ、オプションとして通帳磁器リーダインターフェース、レーザスキャナなどをご用意。業種に最適なシステムが構築できます。

落としても、万一の故障時にも、 データを守ります。

マグネシウム合金を本体内部に採用。万一落としても安全です。また、万一本体が故障してもCFカードを代替機に差し替えるだけで、それまでの業務が継続できます。

雨の日でも低温の日でも、 安心して使えます。

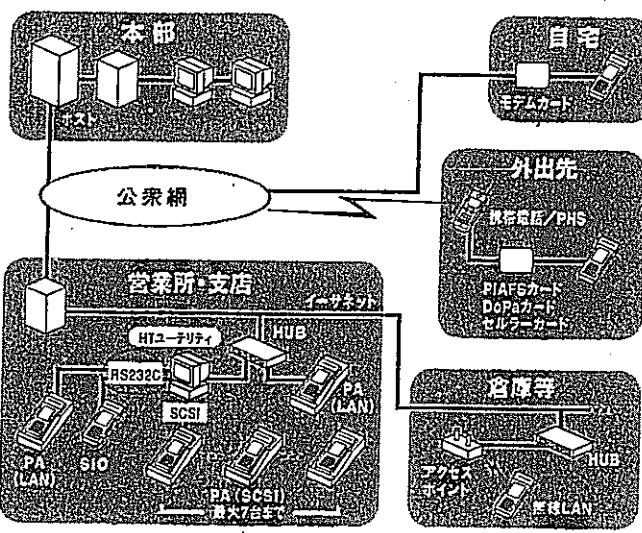
JIS防水4級に準拠。優れた防水機能により、雨の日の屋外、水物を扱う屋内などでも使えます。オプションの防滴プリンタカバーによりプリンタ出力帳票も濡れません。また、-10~50°Cの環境での動作が可能。冷凍庫内でも活用できます。

HANDY
TERMINAL

ネットワーク端末として 業務規模、形態に合わせて最適なソリューションをご提案します。

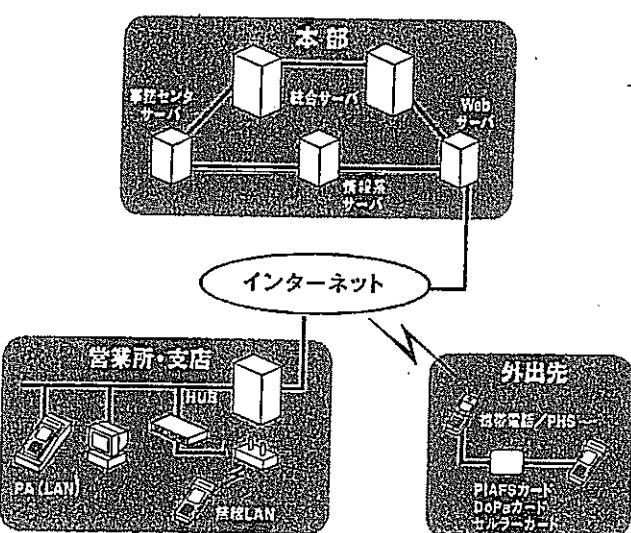
System

各種接続形態に対応したシステム構成例



System

Webコンピューティングを活用したシステム構成例



開発環境

既存のCOBOL資産が継承できます。

從来機のCOBOLアプリケーションは、COBOL85コンパイラによりCOBOL85に変換して流用できます。

PC(Windows NT®)と同環境で開発できます。

Visual C++®ライブラリの提供により、Win32®API環境で、アプリケーションの開発からリモートデバッグ、エミュレーションが可能。

GUI操作で容易に画面が作成できます。

画面作成/印刷帳票設計ツール「Holon(ホロン)」をオプションでご用意。

オプション

ペンスキャナ	●読み取りバーコード: JAN/EAN, UPC, インタリープ2of5(IFT), NW-7(CODABAR), CODE39, CODE128 ●寸法: 165×21×13(mm) ●質量: 約80g(ケーブル含)
レーザスキャナ	●読み取りバーコード: JAN/EAN, UPC, インタリープ2of5(IFT), NW-7(CODABAR), CODE39, CODE128 ●寸法: 46.5×56.3×31.5(mm) ●質量: 約160g(コキク除く)
シリコンディスクカード	●メモリ容量: 32MB/ポート/96MB/ポート ●寸法: 85.6×54.5×5(mm) ●質量: 約40g
CFカード (コンパクトフラッシュ)	●メモリ容量: 8MB/ポート/32MB/ポート/96MB/ポート ●寸法: 42.8×36.4×3.3(mm) ●質量: 約35g •本体内部メモリ専用
モデムカード	●寸法: 95.6×54×5(mm) ●質量: 約28g •回線は専用ケーブル: 0.5m •底面ケーブル: 2m •モジュラーアダプタ添付
光ポータブルアダプタ (SCSI/LAN/RS232C)	●上位インフェース: SCSI, 10Base-T, RS232C ●寸法: 約158×210×122(mm) ●質量: 約1kg
ACアダプタ	●寸法: 約110×54×27(mm) ●質量: 約250g ●ケーブル長: AC側 約1.5m / ハンディターミナル側 約1.5m
充電器	●寸法: 約75×47×125(mm) ●質量: 約260g(ケーブル含)
混合天電鉛	●充電可能充電池(バッテリ)同時に8ヶ ●寸法: 約312×130×80(mm) ●質量: 約2kg ●ケーブル長: 約2m
重電池パック	●寸法: 約71×39×21(mm) ●質量: 約94g

仕様

印字部	CPU		64ビット RISC
	ROM	32MB/ポート	
	RAM	16MB/ポート(実行領域8M/ポート)	
ファイルメモリ(不揮発メモリ)		8MB/ポート(96M/ポート(オプション)まで選択可)、CFカードスロット利用	
LCD		モノクロ240×320ドット	
周辺		4/16段階	
表示文字種		ANK:128柱、外字:1680文字、漢字:JIS第一・第二水準(注1)	
表示桁数(参考)(注3)		ANK:30桁×34行(グラフィック機能使用時)、漢字:15桁×17行(16×16ドットフォント)	
文字フォント		TrueType	
表示規則		リバース、カーソルプリント、表示、ANK・漢字混在表示・TrueType	
バックライト機能		エレクトロルミネッセンス	
入力部	キーボード	キー数	23キー
	機能	機能	バックライト機能あり
印字部	タッチパネル	紙張形式	
	方式	80mmサーマルラインドット	
印字部	速度(注4)	ANK印字:31行/秒(1P)、漢字印字:27行/秒(1P)	
	印字方式	96桁:(6×17ドット)ANK 36桁:(16×16ドット)漢字 24桁:(24×24ドット)漢字(注3)	
	印字印字	48桁:(6×17ドット)ANK 18桁:(16×16ドット)漢字 12桁:(24×24ドット)漢字	
イメージ印字		TrueTypeフォント	
印字文字		キャラクタフォント(6×7ドット、16×16ドット、24×24ドット、32×32ドット、48×48ドット)(注2)、TrueTypeフォント(注1)	

(注1)新JIS('90) (注2)旧JIS('78)、新JIS('83、'90) (注3)画面・帳票統計時の指定文字サイズにより異なる (注4)主電池が新品、満充電、常温(25°C)の場合 (注5)回線初期は使用不可

(注6)電子印動作モードA:2分間で120キー入力、8分休止の10分間を1サイクル (注7)ロール紙ホルダー含まず (注8)プリント印字は西日本用紙使用時。他の用紙使用時は-5~50°C。

※ Microsoft, Windows, Windows NT, Visual C+++, Win32は米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。※その他記載されている会社名、製品名は各社の登録商標または商標です。

お問い合わせは

株式会社フジリシステムズ

本社 〒130-0026 東京都墨田区両国3-25-5 両国第一生命ビル TEL:03-5600-5111(代) FAX:03-5600-5120
東京支店 〒130-0026 東京都墨田区両国3-25-5 両国第一生命ビル TEL:03-5600-5111(代) FAX:03-5600-5120
大阪支店 〒532-0003 大阪市淀川区西宮3-5-36 新大阪2号ビル TEL:06-6394-8161(代) FAX:06-6394-8165
名古屋営業所 〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-6-10 ISH丸ノ内ビル TEL:052-953-0741(代) FAX:052-953-8740
名古屋サービスセンター 〒462-8580 西宮市戸所町9-5-2 TEL:0798-67-7550(代) FAX:0798-67-7630

HOME PAGE
<http://www.furunosystems.co.jp/>

「国民年金保険料収納対策の強化について」
(運営方針・平成15年3月長官決裁)

国民年金保険料収納対策の強化について(案)

社会保険庁においては、平成14年4月から国民年金保険料の収納事務が国に移管されたことに伴い、未納者に対する年6回の催告状の発行、電話による納付督励、職員や国民年金推進員の戸別訪問による納付督励等、収納対策を最重要課題と位置付け取り組んでいるところであるが、少子・高齢化の進行、経済状況の低迷、また、若い世代を中心とした制度に対する不安感、不信感の広がり、更には厳しい経済状況等を反映した第1号被保険者の増加、免除制度の改正等により14年度の納付状況は極めて厳しい状況にある。

このような状況下において、社会保険庁としては、国民一人一人の年金権を確保し、長期にわたる制度の安定的な運営を確保するため、これまでの収納対策を強化するとともに、以下の新たな収納対策について取り組むものとする。

1. 新たな国民年金委員(仮称)の設置

長期にわたる制度の安定的な運営を確保するためには、制度の意義・役割に関する国民一人一人の理解を深めることが重要であることから、民間有識者等(ボランティア)の協力を求めて、地域住民に密着した草の根的な啓発活動等を展開する。(資料1)

2. 収納対策強化社会保険事務局の指定

都市部を抱える事務局、所得が低く免除率が高いなど地域の構造的な問題を抱えている事務局、納付率が極端に低い事務局などを指定し、本庁を挙げて地域の特性に合わせた対策支援を行う。

3. 納付促進をテーマとした年金広報の充実

若い世代を中心とした制度に対する不安感・不信感を払拭するため、テレビ、インターネット等を活用し、保険料の納付義務や制度の意義・役割について周知広報を行う。

4. 新たな納付協力組織等の検討

被保険者が保険料を納付しやすい環境を整備する観点から、新たな納付協力組織等について検討する。(資料2)

5. 強制徴収の実施の検討

保険料の納付は国民の義務であり、その徴収は法令の規定により担保されているという観点から、強制徴収の実施に向けて更に検討を進める。(資料3)

6. 事務改善

保険料収納対策の効果的かつ効率的な実施及び被保険者への的確な情報伝達による事務処理の円滑な実施を図る観点等から、未納者の状況を的確に把握するためのシステム開発や各種帳票の記載内容の見直しなど、所要の事務改善を図る。

なお、事務改善に当たっては、地方社会保険事務局からの要望等を踏まえ実施するものとする。(資料4)

国民年金委員設置要綱（案）

1 目的

公的年金制度に対する国民の十分な理解と信頼を確保し、国民年金事業の円滑な運営を図るため、国民年金委員（以下「委員」という。）を設置する。

2 設置数

委員は、地方社会保険事務局に必要数を置く。

3 委嘱

委員は、次の要件を具備する者の中から社会保険庁長官が委嘱する。

- (1) 国民年金制度に理解が深く、住民福祉の向上に熱意がある者
- (2) 社会的な信用が厚く、社会奉仕的精神に富んでいる者

4 任期

委員の任期は3年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

5 解嘱

社会保険庁長官は、委員が職務の遂行に支障があり、又は、委員の職にあることが適当でないと認めるときは、任期にかかわらず解嘱することができる。

6 職務

委員の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 国民年金制度の周知・広報に関すること。
- (2) 地域住民に対する国民年金の各種届出手続きの指導、相談に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、社会保険庁長官が必要と認める業務に関すること。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

資料 2

新たな納付協力組織等の検討

1. 納付組織の経緯

- (1) 国民年金保険料の納付を容易にするため、市町村の下部組織としての納付組織を整備（昭和36年）
- (2) 総務省・地方分権推進委員会の見解では、市町村が管理することは適当でなく、保険料収納のため納付組織を活用する場合は、法的位置付けを明確にした上で府が直接管理すべき。（13年5月）
- (3) 国民年金保険料は、国庫歳入金であり、法的根拠を持たない納付組織に保険料を取り扱わせることは適当でないと判断から、納付組織は活用しないこととした。（13年5月）

2. 国民年金推進員の設置

国民年金保険料は国庫歳入金であり、その歳入は出納官吏、出納員又は日本銀行（歳入代理店）において収納することとなっているため、国民年金推進員（非常勤の一般職の国家公務員）を設置し、出納官吏として保険料収納を行うこととした。（14年4月）

3. 検討事項

- (1) 国民年金推進員と納付組織が連携協力して収納活動を行うなど、事実上の納付組織の活用について検討する。
- (2) 社会保険事務所に、納付組織への連携協力の依頼、国民年金委員活動の支援などをうため、地域との連絡調整を担当する体制の整備することを検討する。

国民年金保険料の収納対策（強制徴収）について

1. 考え方

公的年金の理解を促し、自主的な納付に結びつけることが必要としてきたが、賦課方式に基づく国民連帯にも着目。

2. 環境の変化

○検認率（収納率）の低下

平成9年度→平成10年度→平成11年度→平成12年度→平成13年度
 79.6% 76.6% 74.5% 73.0% 70.9%

○社会保障審議会年金部会の意見（平成14年9月10日）

未納者は問題。保険料の納付は義務であり、違反者には厳しくペナルティを課すべき。

○新聞報道（平成14年3月25日読売新聞等）

ルール違反の未納を放置するな。

3. 14年度からの強力な収納対策

収納事務が市町村から国へ移管したことを契機として以下を全国で実施

- ・年金広報の充実、年金教育の推進
- ・保険料の納付窓口を全国のあらゆる金融機関に拡大
- ・全員に口座振替の利用を勧奨
- ・納期限の翌月から年6回にわたり催告状を送付
- ・電話による保険料の納付督励を実施
- ・職員や国民年金推進員の戸別訪問による保険料の納付督励、徴収を実施

4. 今後の検討

上記の結果を踏まえ、強制徴収について、更なる収納対策の一つとして検討。

実施にあたっては、

- ・公平性の確保の観点からの対象者の選定方法
 - ・財産調査等の実施に係る制度的な問題
- などの具体的な検討を行う。

「収納対策支援システム」について

1. 概要

被保険者ファイルより被保険者の基本情報、納付状況等を抽出した情報(以下「被保険者データ」という。)を社会保険事務所へ提供し、社会保険事務所において任意の条件設定による統計資料、対象者一覧表、宛名シールの作成等を可能とするシステム(以下「収納対策支援システム」という。)を構築する。

2. 実施方法

既設の社会保険オンラインシステムの機器を活用して実施するものとする。

3. 収納対策支援システムの機能

(1) 統計機能

市区町村コード、郵便番号、未納月数等の任意の条件設定による統計帳票を作成する。(例: 13.4~14.9 の範囲、市町村別、未納月数別の対象者数の一覧)

(2) 対象者一覧表作成機能

市区町村コード、郵便番号、未納月数等の任意の条件設定による対象者一覧表を作成する。

(3) 宛名シール作成機能

市区町村コード、郵便番号、未納月数等の任意の条件設定による宛名シールを作成する。

4. 事務処理の流れ

別添を参照

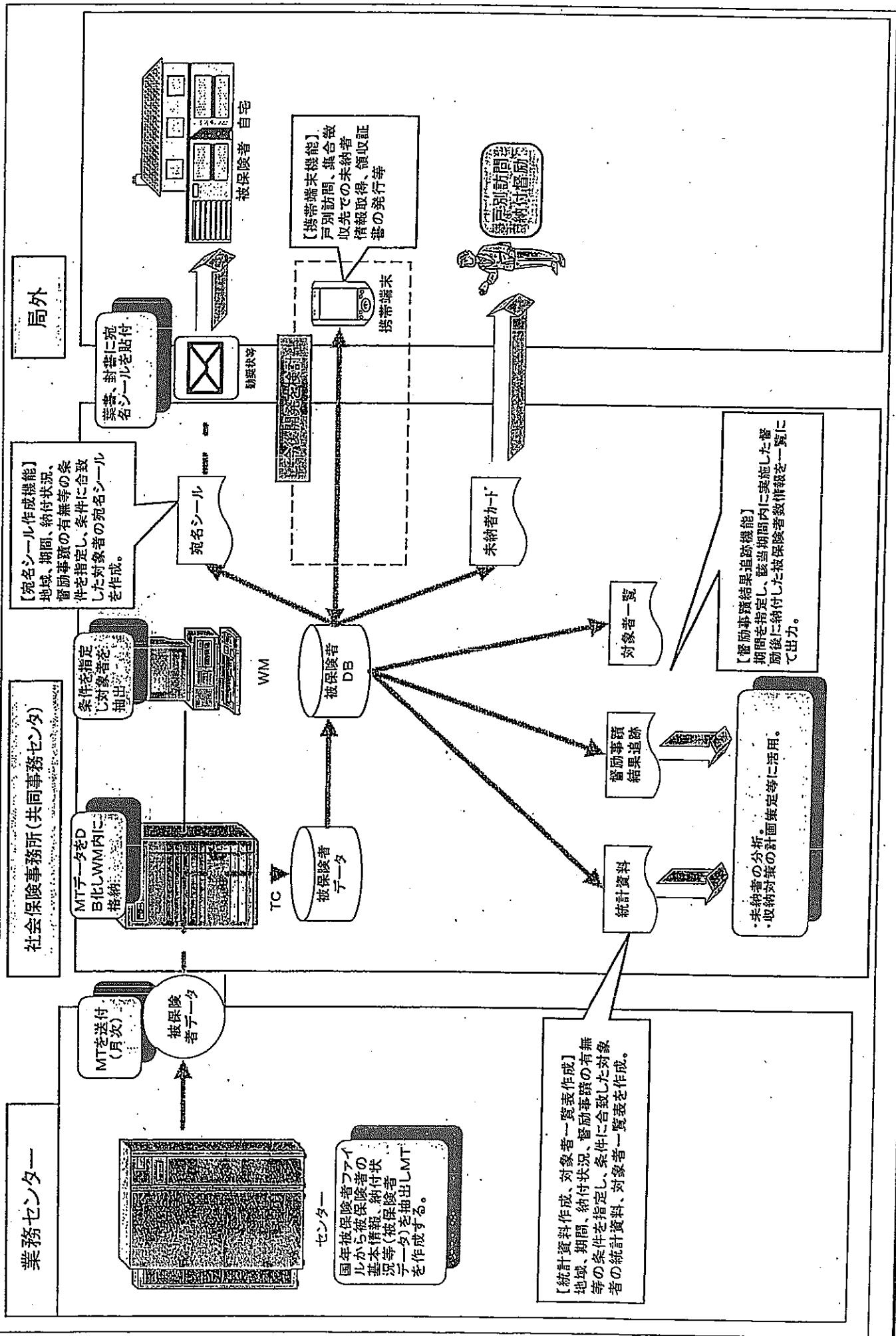
5. スケジュール

15年1月から実施

6. その他

将来的には、携帯端末を導入することにより、戸別訪問に係る事務の効率化及び事故防止を図るものとする。(別紙)

川口市対策支援システム構成イメージ図



国民年金保険料の収納事務等における携帯端末の導入について

1. 目的

国民年金保険料の収納対策を効果的かつ効率的に実施するため、収納対策支援システムを稼働したところであるが、更なる事務の効率化及び事故防止を図るため、携帯用の金銭登録機を導入することとする。

2. 事務処理の概要

(1) 金銭登録機への被保険者情報の収録

収納対策支援システムにより特定した被保険者の情報（未納者カードと同様のもの）を、金銭登録機に収録する。

(2) 領収証書の発行等

- ① 戸別訪問等において国民年金保険料を領収した場合は、金銭登録機により領収証書を発行し、納付者に交付する。
- ② 領収済報告書については、帰庁（帰宅）後、金銭登録機により作成する。
- ③ 金銭登録機により領収証書を発行した場合は、帰庁（帰宅）後、金銭登録機により領収証書発行事跡を作成し、これを原符に代えるものとする。

(3) 督励事跡の登録

戸別訪問等における督励結果については、金銭登録機に登録する。

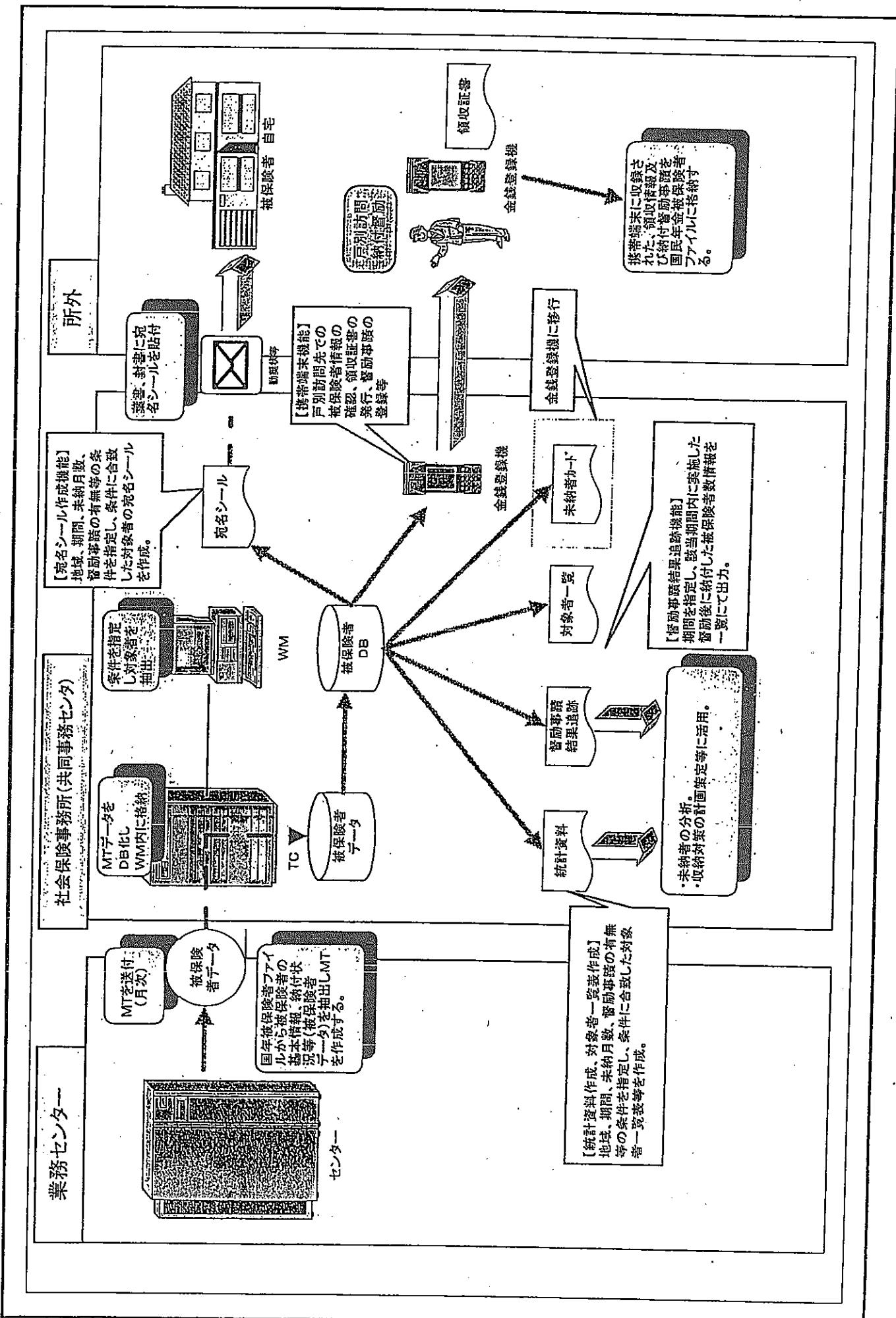
(4) 領収済報告書等の入力

金銭登録機に蓄積された領収済報告書及び督励事跡登録処理票を、窓口装置に入力する。

3. 実施時期

平成15年度早期

金銭登録機導入後の収納対策支援システム構成イメージ図



事務連絡
平成15年3月11日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部
年金保険課国民年金事業室
室長補佐 和田 開

社会保険業務センター総務部
企画調整課長 嶋崎 敏

国民年金保険料の収納事務における金銭登録機の導入について

国民年金事業の運営につきましては、日頃より特段のご配意を賜り厚くお礼申し上げます。

国民年金保険料の収納対策を効果的かつ効率的に実施するため、収納対策支援システムを稼働したところですが、今般、更なる事務の効率化及び事故防止を図るため、携帯用の金銭登録機を別紙1のとおり導入することとしましたので、ご活用いただきますようよろしくお願ひします。

これに伴う社会保険オンラインシステムにかかる事務処理の取扱い及び詳細なスケジュールにつきましては、別途、社会保険業務センターから通知することとしております。

なお、金銭登録機の導入に伴い経理関係事務につきましても別紙2のとおり変更が行われることとなりますので、念のため申し添えます。

金銭登録機の導入（収納対策支援システムの機能追加）

1. 事務の概要

（1）金銭登録機への被保険者情報の収録

収納対策支援システムにより特定した被保険者の情報（未納者カードと同様のもの）を、金銭登録機に収録する。

（2）領収証書の発行等

- ① 戸別訪問等において国民年金保険料を領収した場合は、金銭登録機により領収証書を発行し、納付者に交付する。
- ② 領収済報告書については、帰庁（帰宅）後、金銭登録機により作成する。
- ③ 金銭登録機により領収証書を発行した場合は、帰庁（帰宅）後、金銭登録機により領収証書発行事跡を作成し、これを原符に代えるものとする。

（3）督励事跡の登録

戸別訪問等における督励結果については、金銭登録機に登録する。

（4）領収済報告書等の入力

金銭登録機に蓄積された領収済報告書及び督励事跡登録処理票を、窓口装置に入力する。

※ 事務処理の流れ等については別添1及び別添2参照

2. 設置台数

社会保険事務局ごとに、国民年金推進員の設置人数に予備台数（1社会保険事務所当たり2台）を加えた台数とする。

なお、金銭登録機の購入に関しては、別途、総務部経理課から連絡される。

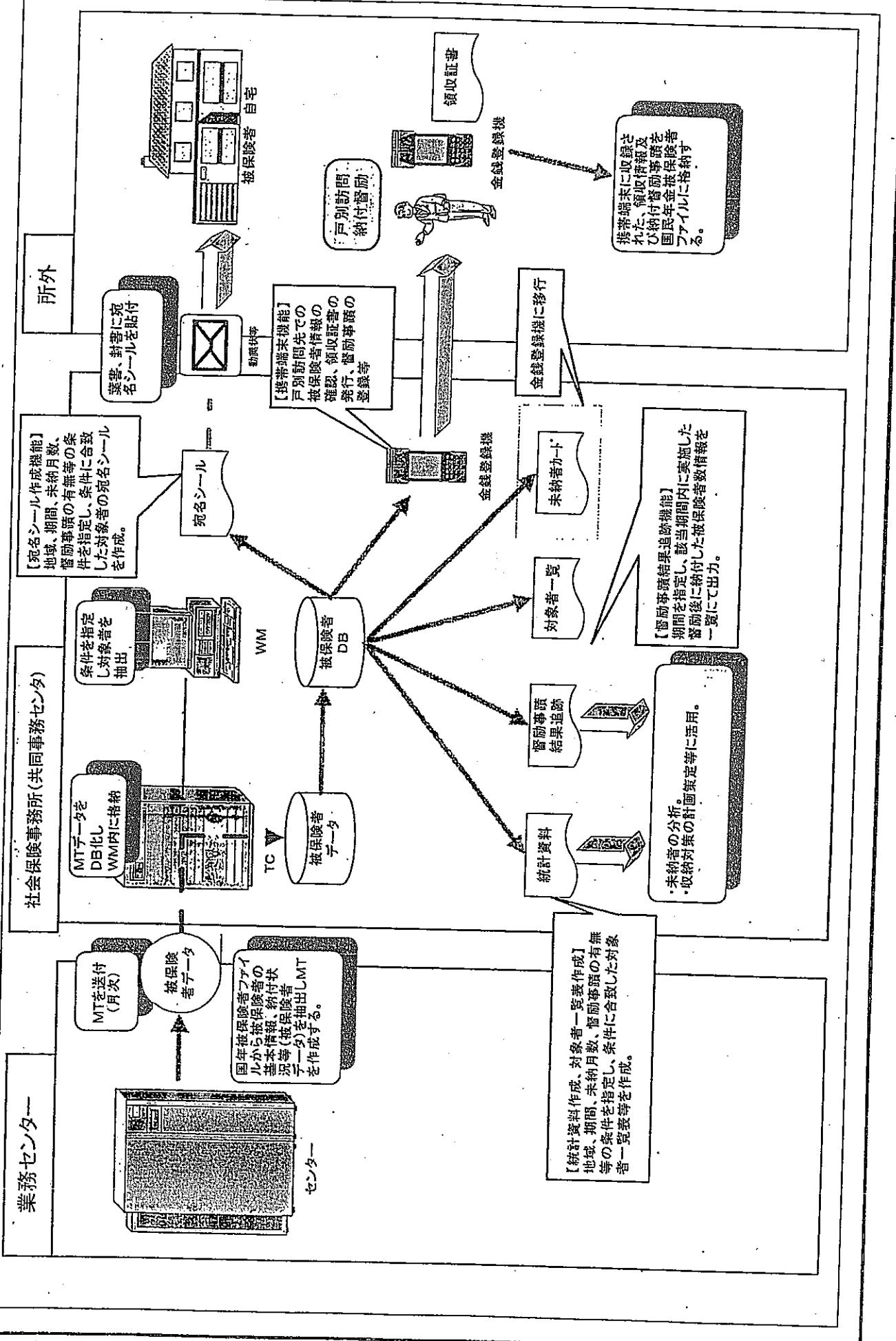
3. 実施時期

平成15年5月1日から実施する。

4. 研修

金銭登録機の導入に当たっては、事前に、機器の操作を習得するための研修を実施するものとする。（別添3参照）

金銭登録機等入後の収納対策支援システム構成イメージ図

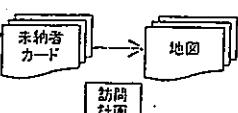
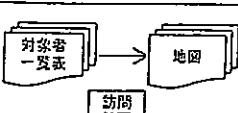
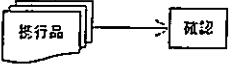


金銭登録機導入に伴う戸別訪問における事務処理の流れ

1. 戸別訪問・事前準備(社会保障事務所内)

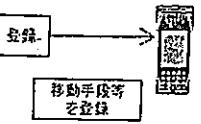
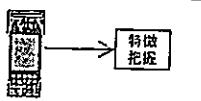
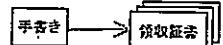
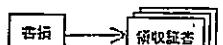
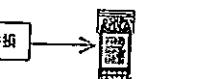
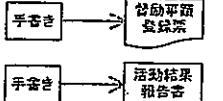
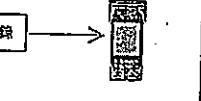
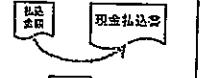
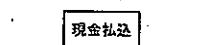
項目番号	作業項目	現行の流れ		金銭登録機導入後の流れ	
		計画策定	1. 社会保障事務所全体の戸別訪問計画を策定 ※ 収納対策支援システム(以下「支援システム」という。)の活用等により対象者を選定	計画策定	1. 同左
1	戸別訪問計画の策定 【職員】		1. 社会保障事務所全体の戸別訪問計画を策定 ※ 収納対策支援システム(以下「支援システム」という。)の活用等により対象者を選定		1. 同左
2-1	社会保障オンラインシステムにより未納者カードを作成(随時) 【職員】		2. 社会保障オンラインシステム(以下「基幹システム」という。)により未納者カードを作成(随時) ① 事務処理計画により、戸別訪問納付登録対象者一覧表(以下「一覧表」という。)の作成条件を登録(月次:作成月の前月) ② 業務センターから配信される一覧表を出力(月次) ③ 一覧表から戸別訪問実施対象者を選定、事務処理計画により未納者カードの作成条件を登録(随時:作成時の前週の火曜日から金曜日) ④ 業務センターから配信される未納者カードを一括出力(随時:火曜日) ※ 未納者カードは被保険者ファイルから作成するため、直近の納付状況を反映		2. 金銭登録機導入に伴い、原則、携帯しない。
2-2	基幹システムにより未納者カードを作成(随時) 【職員】		2. 基幹システムにより未納者カードを作成(随時) ① 支援システムにより、戸別訪問実施対象者を選定、対象者一覧表を作成(随時) ② 対象者一覧表を元に、窓口装置からの入力により未納者カードを個別作成(随時) ※ 未納者カードは被保険者ファイルから作成するため、直近の納付状況を反映		2. 金銭登録機導入に伴い、原則、携帯しない。
2-3	支援システムにより未納者カードを作成(随時) 【職員】		2. 支援システムにより、未納者カードを作成(随時) ① 支援システムにより、戸別訪問実施対象者を選定、未納者カードを一括作成(随時) ※ 未納者カードは支援システムのデータベースから作成するため、納付状況は前月末の状況を反映		2. 支援システムにより、未納者情報を金銭登録機に収録(随時) ① 支援システムにより、戸別訪問実施対象者を選定。 ② 対象者一覧表に係る未納者情報を金銭登録機に収録(随時) ※ 未納者情報は支援システムのデータベースから作成するため、納付状況は前月末の状況を反映
			◎ 14年12月までは2-1の方法のみであったが、支援システムの導入により、2-2、2-3の方法に移行しつつある。		
3	厚年記録、納付記録の画面印字 【職員】		3. ① 未納者カードをもとに、窓口装置にて厚年記録を確認、必要に応じ画面を印字 ② 上記2-3の場合、未納者カードをもとに窓口装置にて直近の納付記録を確認、必要に応じ画面を印字		3. ① 対象者一覧表とともに、窓口装置にて厚年記録を確認、必要に応じ画面を印字 ② 上記2-3の場合、対象者一覧表とともに窓口装置にて直近の納付記録を確認、必要に応じ画面を印字
4	未納者情報の引き渡し 【管理者】 ↓ 【推進員】		4. 管理者から国民年金推進員に対し、以下のものを引き渡す。 ア. 未納者カード イ. 現金領収証書類		4. 管理者から国民年金推進員に対し、以下のものを引き渡す。 ア. 対象者一覧表 イ. 金銭登録機(ロールペーパー含む。)
5	現金領収証書受払印の払い出し 【管理者】 ↓ 【推進員】		5. 現金領収証書受払印を受け取る。管理者は、新たな領収証書類の交付した場合は、現金領収証書受払印に記入する。		5. 管理者は、金銭登録機及び使用する印刷用ロールペーパーの払い出について、金銭登録機等使用事項欄の払い出日欄に押印する。

金銭登録機導入に伴う戸別訪問における事務処理の流れ

項目	作業項目	現行の流れ	金銭登録機導入後の流れ
6	地図取得、訪問計画策定 【推進員】	 <p>6. ① 未納者カードにより訪問対象者の住所を確認、地図を準備する ② 未納者カード、地図を元に、日々の訪問計画を策定</p>	 <p>6. ① 対象者一覧表により訪問対象者の住所を確認、地図を準備する ② 対象者一覧表、地図を元に、日々の訪問計画を策定</p>
7	携行品の確認 【推進員】	 <p>7. 携行品の確認 ア. 身分証明書 イ. 収入官吏章 ウ. 未納者カード(◎) エ. 登場事跡登録票(◎) オ. 現金預收証書(◎) カ. 現金払込書 キ. 印鑑 ク. 地図 ケ. 署記用具 コ. 電卓(◎)</p>	 <p>7. 携行品の確認 ア. 身分証明書 イ. 収入官吏章 ウ. 金銭登録機(◎) カ. 現金払込書 キ. 印鑑 ク. 地図 ケ. 署記用具 ソ. 対象者一覧表(◎)</p> <p>※1 不要となったものは、左記の ※2 追加となったものは、上記の</p>

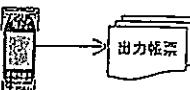
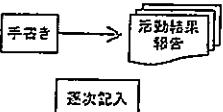
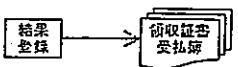
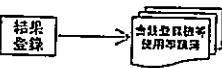
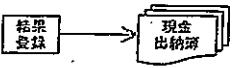
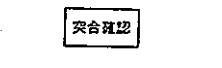
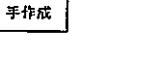
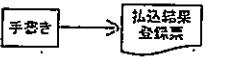
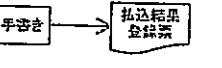
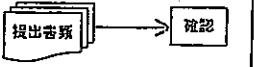
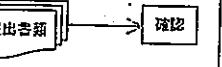
金銭登録機導入に伴う戸別訪問における事務処理の流れ

2. 戸別訪問・実施(社会保険事務所外)

項目番号	作業項目	現行の流れ	金銭登録機導入後の流れ	
1	戸別訪問のため移動 【推進員】	 <p>1. ① 戸別訪問対象者の住所地に移動 ② 移動手段等を活動結果報告書に記入</p>	 <p>1. ① 戸別訪問対象者の住所地に移動 ② 移動手段等を金銭登録機に登録</p>	
2	戸別訪問対象者の納付状況等の確認 【推進員】	 <p>2. 手書きより、戸別訪問対象者の納付状況等を確認</p>	 <p>2. 金銭登録機より、戸別訪問対象者の納付状況等を確認</p>	
3	納付啓励 【推進員】	 <p>3. 納付啓励の実施 ア. 身分証明書の提示 イ. 制度説明、納付啓励、口座振替 勧奨等</p>	 <p>3. 納付啓励の実施 ア. 身分証明書の提示 イ. 制度説明、納付啓励、口座振替 勧奨等 【変更なし】</p>	
4	現金領収 【推進員】	 <p>4. 現金を領収</p>	 <p>4. 現金を領収 【変更なし】</p>	
5	領収証書の作成 【推進員】	 <p>5. ① 手書きにより、原符、領収証書、領収済報告書を作成し、領収証書を納付者に交付 ② 原符、領収済報告書は社会保険事務所に提出するまでの間、保管</p>	 <p>5. ① 金銭登録機により領収証書を発行し、納付者に交付</p>	
6	領収証書の「否認」の取扱い 【推進員】	 <p>6. 3部複写である原符、領収証書、領収済報告書を作成する過程において、記入誤りで無効となった領収証書については、社会保険事務所へ提出するまで別管理とする。</p>	 <p>6. 領収証書に誤りがあった場合、金銭登録機において「取消」の入力をを行い、再度、領収証書を発行する。取消分は別管理とする。</p>	
7	啓励事項登録等 【推進員】	 <p>7. ① 納付啓励(訪問)結果を、啓励事項登録票に記入 ② 納付啓励(訪問)結果を、活動結果報告書に記入</p>	 <p>7. 納付啓励(訪問)結果を、金銭登録機に登録</p>	
8	現金払込書作成 【推進員】	 <p>8. ① 手書きにより、払込金額を算定 ② 手書きにより、現金払込書を作成</p>	 <p>8. ① 金銭登録機により算定的に払込金額を算定した現金払込書(新記用)を出力 ② 手書きにより、現金払込書を作成</p>	
9	現金払込 【推進員】	 <p>9. ① 旗入代理店等において、現金払込書に現金を添え払込を行い、領収証書を受領 ② 領収証書は、社会保険事務所に提出するまでの間、保管</p>	 <p>9. ① 旗入代理店等において、現金払込書に現金を添え払込を行い、領収証書を受領 ② 領収証書は、社会保険事務所に提出するまでの間、保管 【変更なし】</p>	

金銭登録機導入に伴う戸別訪問における事務処理の流れ

3. 戸別訪問・活動結果報告(社会保険事務所内)

項目番号	作業項目	現行の流れ	金銭登録機導入後の流れ
1	金銭登録機から帳票出力 【推進員】	 なし	<p>1. なし</p>  <p>1. 金銭登録機より以下の帳票を出力 ①. 領収済報告書 (入力処理票の代用) イ. 領収済報告書登録票 ウ. 領収証券発行手順一覧表 (原符の代用) ニ. 活動事務登録票 オ. 活動事務登録票括弧 カ. 活動結果報告書(転記用) キ. 現金出納票(転記用) ク. 現金払込票(転記用) ケ. 現金払込仕証書(転記用)</p>
2	活動結果報告書作成 【推進員】	 手書き 逐次記入	<p>2. 年月日ごとに活動結果報告書を作成</p>  <p>2. 年月日ごとに金銭登録機から出力した活動結果報告書(転記用)に基づき活動結果報告書へ転記</p>
3	現金領収証券受払済の結果登録 【推進員】 ↓ 【管理者】	 結果登録	<p>3. 現金領収証券受払済に領収証券の使用結果を記入する。</p>  <p>3. 金銭登録機使用事務票に金銭登録機のロールペーパーの使用結果を記入する。管理者は記入内容を確認後、押印を行う。</p>
4	現金出納済への登記 【推進員】	 結果登録	<p>4. 領収済報告書、現金払込票を元に現金出納済に登記</p>  <p>4. 金銭登録機から出力した現金出納済(転記用)より現金出納済を登記 【変更なし】</p>
5	帳簿との突合確認 【推進員】	 突合確認	<p>5. 現金領収証券の使用枚数と受払済との突合、領収済報告書と現金払込票、現金出納済との突合確認を行う。</p>  <p>5. ロールペーパー(現金領収証券)の使用状況と金銭登録機使用事務票との突合、領収済報告書と現金払込票、現金出納済との突合確認を行う。</p>
6	領収済報告書集計表の作成 【推進員】	 手作成	<p>6. 領収済報告書を取りまとめ、領収済報告書集計表を作成</p>  <p>6. 金銭登録機から出力した領収済報告書括弧より、領収済報告書集計表を作成 【変更なし】</p>
7	払込結果登録処理票の作成 【推進員】	 手書き	<p>7. 現金払込時に交付された現金払込控(領収証券)をもとに、払込結果登録処理票を手書きで作成</p>  <p>7. 現金払込時に交付された現金払込控(領収証券)をもとに、払込結果登録処理票を手書きで作成 【変更なし】</p>
8	現金払込仕証書の作成(月次) 【推進員】	 手作成	<p>8. 毎月の初日に、前月分の現金出納済を集計し、現金払込仕証書を作成する。</p>  <p>8. 每月の初日に、金銭登録機から出力した現金払込仕証書(転記用)から現金払込仕証書を作成</p>
9	提出物の再確認と提出 【推進員】 ↓ 【管理者】	 提出書類	<p>9. 管理者へ以下を提出</p> <p>ア. 活動結果報告書 イ. 領収済報告書 ウ. 原符(◎) ニ. 領収済報告書集計表 オ. 現金払込控(領収証券) カ. 現金払込結果登録処理票 キ. 現金払込仕証書(月次) ク. 現金出納済 ケ. 活動事務登録票 コ. 未納者カード(◎)</p>  <p>9. 管理者へ以下を提出</p> <p>ア. 活動結果報告書 イ. 領収済報告書 ウ. 領収証券発行手順一覧表(■) ニ. 領収済報告書集計表 オ. 現金払込控(領収証券) カ. 現金払込結果登録処理票 キ. 現金払込仕証書(月次) ク. 現金出納済 ケ. 活動事務登録票 コ. 未納者登録票(■) サ. 金銭登録機(■)</p> <p>※1 不要となったものは、左記の◎ ※2 追加となったものは、上記の■</p>
10	未納者情報の返却 【推進員】 ↓ 【管理者】	 未納者カード	<p>10. 受領した未納者カードを返却する。</p>  <p>10. 金銭登録機を管理者へ返却する。その際、管理者は金銭登録機使用事務票の返却日時に押印を行う。</p>

金銭登録機導入に伴う戸別訪問における事務処理の流れ

項目番号	作業項目	現行の流れ	金銭登録機導入後の流れ
11	現金領収事務、 納付督促事務の データ収録 【管理者】	<p>なし</p>	<p>11. なし</p>
12	「領収済報告書集計表」の窓口装置入力 【職員】	<p>手入力</p> <p>窓口装置</p>	<p>12. 「領収済報告書集計表」を窓口装置より入力し、被保険者ファイルの更新を行う。</p> <p>12. 「領収済報告書集計表」について、金銭登録機の情報を利用した画面の自動埋込方式を操作の上、内容確認後に窓口装置から送信し、被保険者ファイルの更新を行う。</p>
13	領収済報告書の 窓口装置入力 【職員】	<p>手入力</p> <p>窓口装置</p>	<p>13. 「領収済報告書」を窓口装置より入力し、被保険者の更新を行う。</p> <p>13. 「領収済報告書」について、金銭登録機の情報を利用した画面の自動埋込方式を操作の上、内容確認後に窓口装置から送信し、被保険者ファイルの更新を行う。</p>
14	暫局事務登録票の 窓口装置入力 【職員】	<p>手入力</p> <p>窓口装置</p>	<p>14. 「暫局事務登録票処理票」を窓口装置より入力し、被保険者ファイルの更新を行う。</p> <p>14. 「暫局事務登録票処理票」について、FD入力を行い、金銭登録機の情報を利用した画面の自動埋込方式を操作の上、内容確認後に窓口装置から送信し、被保険者ファイルの更新を行う。</p>
15	「払込結果登録処理票」の窓口装置入力 【職員】	<p>手入力</p> <p>窓口装置</p>	<p>15. 「払込結果登録処理票」を窓口装置より入力し、被保険者ファイルの更新を行う。</p> <p>15. 「払込結果登録処理票」を窓口装置より入力し、被保険者ファイルの更新を行う。</p>
16	入力結果との 突合 【職員】	<p>突合確認</p> <p>入力帳票</p> <p>入力結果リスト</p>	<p>16. 「領収済報告書」、「暫局事務登録票処理票」の入力帳票と、当該帳票をもとに入力した処理結果リスト又は領収済報告書入力結果一覧表とを突合し、入力結果の確認を行う。</p> <p>16. 金銭登録機から出力された「領収済報告書」、「暫局事務登録票処理票」と入力した処理結果リスト又は領収済報告書入力結果一覧表とを突合し、入力結果の確認を行う。</p>
17	決裁 【管理者】	<p>提出書類</p> <p>→ 決裁</p>	<p>17. 暫局結果登録処理票、暫局結果報告書、領収済報告書集計表、払込結果登録処理票、現金払込仕訟書登録処理票(月次)について、社会保険事務所長までの決裁を受ける。</p> <p>17. 活動結果報告書、領収済報告書登録票、暫局事務登録票、払込結果登録票、現金払込仕訟書登録処理票(月次)について、社会保険事務所長までの決裁を受ける。</p>

金銭登録機導入に伴う戸別訪問における事務処理の流れ

項目番号	作業項目	現行の流れ	金銭登録機導入後の流れ
18	監査 【管理者】		<p>18. 管理者は、推進員から提出された書類処理済みの領収証書と領収証を受払額との枚数を突合し、提出漏れがないことを確認する。</p>  →  <p>18. 管理者は、金銭登録機から「領収証書発行」、「領収証書取消」、「領収出力」に係る操作履歴一覧を出し、国民年金推進員から書類処理済みの領収証書の提出漏れがないことを確認する。</p>
19	金銭登録機のデータ削除 【管理者】		<p>19. なし</p>  →  <p>19. 一連の確認作業が完了後、管理者により金銭登録機上のデータ削除を行う。</p>
20	文書保管 【管理者】		<p>20. 以下の入力帳票がの保存期限は3年と定められている。 <入力帳票> • 領収済報告書</p>    <p>20. 以下の事項については、使用年度の翌年度から起算して3年間保管する。 • 領収証書発行手帳一覧表 (金銭登録機出力) • 金銭登録機使用手帳 • 印影登録用</p>

金銭登録機操作要領（未定稿）

国民年金事業室

金銭登録機の主な仕様

区分	項目	仕 様
制御	CPU	64ビットRISC
	メモリ	ROM 32Mバイト RAM 16Mバイト(実行領域8Mバイト)
	ファイルメモリ(不揮発メモリ)	8Mバイト(96Mバイト<オプション>まで拡張可能、CFカードスロット利用)
表示	LCD	モノクロ240×320ドット
	階調	4/16階調
	表示文字種	ANK:128種、外字1880文字、漢字:JIS第一・第二水準<注1>
	表示桁数(参考)<注3>	ANK:30桁×34行(グラフィック機能使用時)、 漢字:15桁×17行(16×16ドットフォント)
	文字フォント	True Type
	表示機能	リバース、カーソルプリンキング、罫線、ANK、漢字混在表示、True Type
	バックライト機能	エレクトロルミネッセンス
入力	キーボード	キー数 23キー
		機能 バックライト機能あり
	タッチパネル	抵抗膜式
印字	方式	80mmサーマルラインドット
	速度<注4>	ANK印字:31行／秒(1P)、漢字印字:27行／秒(1P)
	印字桁数 <注3>	96桁:(6×7ドット)ANK 36桁:(16×16ドット)漢字 24桁:(24×24ドット)漢字
	倍密度印字	48桁:(6×7ドット)ANK 18桁:(16×16ドット)漢字 12桁:(24×24ドット)漢字
	単密度印字	
	イメージ印字	True Typeフォント
	印字文字	キャラクタフォント(6×7ドット、16×16ドット、24×24ドット、 32×32ドット、48×48ドット)<注2>、True Typeフォント<注1>
インターフェース	印字文字種	ANK、JIS第一・第二水準漢字、 OCR-Bフォント(サイズI、サイズIV)、バーコード
	複写能力	2P(認定用紙)
	機能	用紙排出機能、二色印字、逆巻き用紙印字
	通信/スキャナ	種類 RS232C レベル準拠×1ch
	接続機器	各種バーコードスキャナ、通信ケーブルを介したモデム、上位装置
光<注5>	同期方式	調歩同期
	通信方式	全二重4線式
	伝送速度	300bps~115.2kbps
PCMCI A	方式	IrDA1.1準拠×1ch(MAX4Mbps)、自販機通信専用インターフェース
	PCカード	JIEDA Ver. 4.2 TYPE II ×1スロット
	CFカード	JIEDA Ver. 4.2 TYPE I ×1スロット(ファイルメモリとして利用)
電源	主電池	充電式リチウムイオン電池
	使用時間<注4><注6>	約13.5時間(電子協動作モードA、バックライトOFF)
	副電池	充電式NiMH二次電池
OS		WindowsCE PB2.12
外形寸法<注7>	縦幅	271(ロール紙ホルダー含む)、213(本体のみ)mm
	横幅	84(最狭部)/110(最広部)mm
	高さ	28(最低部)/59(最高部、ロール紙ホルダー含む)mm
質量		約600(ロール紙ホルダー含む)、約530(本体のみ)g
環境	動作温湿度	-10~50°C<注7>、20~85%(結露なきこと)
	保存温湿度	-20~60°C、8~95%(結露なきこと)
	防水	JIS防水4級(プリンタ部除く)

<注1>新JIS('90) <注2>旧JIS('78)、新JIS('83,'90) <注3>画面・帳票設計時の指定文字サイズにより異なる

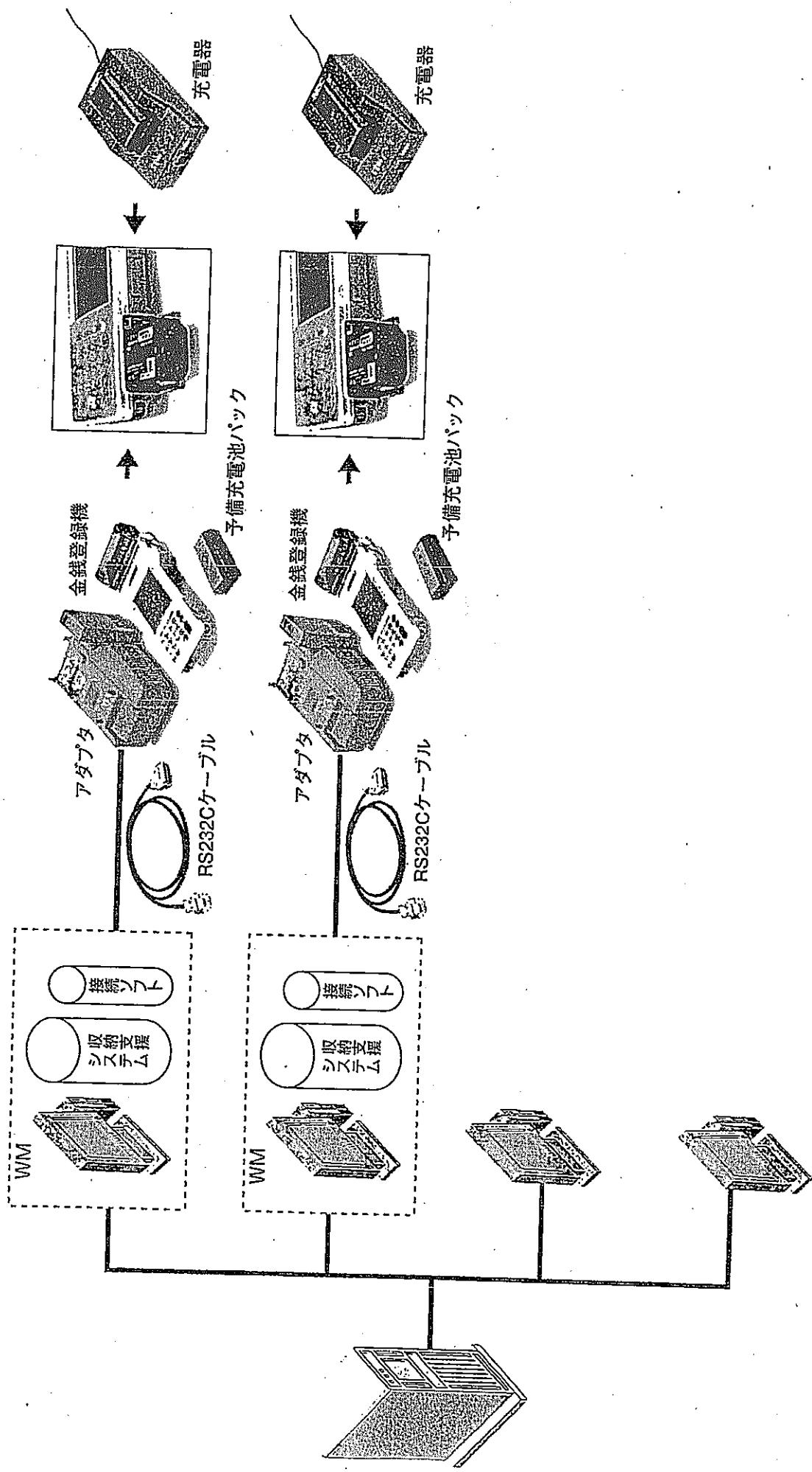
<注4>主電池が新品、満充電、常温(25°C)の場合 <注5>回線制御は使用不可

<注6>電子協動作モードA:2分間で120キー入力、8分休止の10分間を1サイクル

<注7>プリンタ印字は高感度用紙使用時。その他の用紙使用時は-5~50°C。

データのアップ、ダウンロード

充電池パックへの充電



府文發第 258 号
平成 15 年 3 月 19 日

地方
社会保険事務局長殿

社会保険庁総務部経理課長
(公印省略)

平成 14 年度国民年金特別会計業務勘定
前渡資金の交付について（通知）

標記について、下記前渡資金交付明細書のとおり資金を交付する予定であるが、これは、国民年金保険料の収納事務における金銭登録機の導入にかかる経費であるので、遺憾のないよう扱われたい。

なお、貴局所属資金前渡官吏あてこの旨通知されたい。

記

前渡資金交付明細書

国民年金特別会計

科 目	金 領	備 考
業務取扱費	円	
庁 費	円	
(国庫金振替書番号第 号)		

平成 14 年度 国民年金 特別会計 前渡資金交付書

¥435,042,000-

北海道 社会保険事務局 資金前渡官吏 外 46 名

但し平成 14 年度第 4 ・四半期分前渡資金交付額下記内訳のとおり

国民年金保険料の収納事務における
金銭登録係の導入に要する経費

内 訳

区分 資金前渡 官吏所員序名	国民年金 支拂勘定								
	振替 (項) 料取扱	番号 (目) 序號							
1 北海道	8731	21,344,000							
2 青森	8732	6,073,000							
3 岩手	8733	5,901,000							
4 宮城	8734	8,676,000							
5 福島	8735	4,686,000							
6 山形	8736	5,379,000							
7 福島	8737	7,636,000							
8 茨城	8738	9,022,000							
9 栃木	8739	7,114,000							
10 群馬	8740	6,942,000							
11 埼玉	8741	17,350,000							
12 千葉	8742	14,921,000							
13 東京	8743	35,925,000							
14 神奈川	8744	23,773,000							
15 新潟	8745	8,850,000							
16 富山	8746	4,513,000							
17 石川	8747	4,686,000							
18 福井	8748	3,471,000							
19 山梨	8749	3,818,000							
20 長野	8750	8,155,000							

21 岐阜	8751	7,289,000							
22 静岡	8752	12,147,000							
23 愛知	8753	22,388,000							
24 三重	8754	6,421,000							
25 滋賀	8755	4,165,000							
26 京都	8756	9,198,000							
27 大阪	8757	32,796,000							
28 兵庫	8758	16,630,000							
29 奈良	8759	4,513,000							
30 和歌山	8760	4,164,000							
31 岐阜	8761	3,123,000							
32 岐阜	8762	3,298,000							
33 同山	8763	7,115,000							
34 広島	8764	10,412,000							
35 山口	8765	6,422,000							
36 広島	8766	3,471,000							
37 香川	8767	3,644,000							
38 愛媛	8768	5,901,000							
39 高知	8769	4,339,000							
40 福岡	8770	16,632,000							
41 佐賀	8771	3,818,000							
42 長崎	8772	5,554,000							
43 鹿児島	8773	7,114,000							
44 大分	8774	4,958,000							
45 宮崎	8775	5,206,000							
46 鹿児島	8776	7,461,000							
47 沖縄	8777	8,328,000							
48 センター									
49 大学校									
50 本庁									
51 合計		435,042,000	-	-	-	-	-	-	-

会計検査院 「金銭登録機」想定

問1 機器購入までの流れを説明してほしい。

平成15年3月11日付で国民年金事業室から金銭登録機の導入についての連絡があったことを受け、購入したもの。国民年金推進員の戸別訪問において、未納者カードの盗難による個人情報の漏洩等の事故防止及び事務の効率化を図る観点から導入したもので、庁から示された仕様に基づく機種を購入した。

問2 購入価格は定価か値引きをしているのか。その関係書類は。本来物品を定価で購入するのはおかしいのではないか。購入台数等により当然値引きされるのではないか。

定価で購入している。

購入価格は、その対象となる物件に対する取引の実例価格、需給の状況、数量の多寡等を考慮して定められるものであり、すべてが値引きされるものではない。

問3 予定価格の算出はどうのようにしているのか。

定価証明書に加え、取引の実例価格等を勘案し算出している。

問4 類似機器はないのか。調査確認はしているのか

案1 社会保険庁に携帯端末の製造・販売をしているメーカー名を照会し、そのメーカーから仕様書を取り寄せた。

案2 社会保険庁から示された仕様と合致する機種を選定するため、数社から携帯端末の機能仕様一覧（カタログ）を取り寄せた。

問5 一括購入するほうが低価格で購入できるのに、どうして各社保ごとに購入しているのか。国費の無駄ではないか。

本調達案件は、定価で取り引きされている物件であることから、一括購入であるか各社保ごとの購入であるかを問わず、国費の無駄にはなっていない。

問6 契約方法は。その根拠は。

会計法29条の3第4項（緊急の必要性）並びに第5項（少額である場合）の規程に基づき随意契約としている。

問7 他府県で値引きされているかもしれないのに、他府県の購入価格調査は行っているのか。

他府県でも定価購入していると認識している。

問8 社会保険オンラインシステムに連動していかなければならないが、その仕様書の提供はどうしているのか。

・社会保険オンラインシステムとの連動に関しては、社会保険庁において検討されているので、社会保険事務局では承知していない。

問9 仕様書はいつ頃、何社に求めたか。

案1 社会保険庁に携帯端末の製造・販売をしているメーカー名を照会し、そのメーカーから仕様書を取り寄せた。

案2 社会保険庁から示された仕様と合致する機種を選定するため、数社から携帯端末の機能仕様一覧（カタログ）を取り寄せた。

問10 意見招請（官報登載）は行っていないのか。

少額随意契約により購入したため、官報登載は行っていない。

問11 本来、システム構築が必要であると思うが、製品があるのはおかしくないのか。

社会保険事務局では承知していない。

問12 なぜ随意契約となっているのか。

会計法29条の3第4項（緊急の必要性）並びに第5項（少額である場合）の規程に基づき随意契約としている。

問13 社会保険事務所が必要と考えたので購入しているのではないのか。

国民年金推進員による保険料収納対策にあたり、収納事故の防止及び業務の効率化の観点から、金銭登録機の導入を図ったものである。その調達に当たっては、実際に業務を行う社会保険事務局、社会保険事務所において行ったもの。

(平成15年12月5日
(和歌山社会保険事務局からの照会文書)

国民年金推進員が使用する「金銭登録機」の購入に対する考え方について、会計検査院から以下の質問が出た場合の対応についてご指導ください。

【購入について】

Q 1. 機器購入までの流れを説明してほしい。

Q 2. 購入価格は定価か値引きをしているのか。それの関係書類は。

本来、物品を定価で購入するのはおかしいのではないか。購入台数等により当然値引きされるのではないか。

Q 3. 予定価格の算出はどのようにしているのか。

Q 4. 類似機器はないのか。調査確認はしているのか。

Q 5. 一括購入するほうが低価格で購入できるのに、どうして各社保ごとに購入しているのか。国費の無駄ではないのか。

Q 6. 契約方法は。その根拠は。

Q 7. 他府県で値引きされているかもしれないのに、他府県の購入価格調査は行っているのか。

【仕様書等について】

Q 8. 社会保険システムに連動していなければならないが、その仕様書の提供はどうしているのか。

Q 9. 仕様書はいつ頃、何社に求めたか。

Q 10. 意見招請（官報登載）は行っていないのか。

Q 11. 本来、システム構築が必要であると思うが、製品があるのはおかしくないのか。

上記Q8～Q11について、社会保険庁でしかわからないと回答した場合

Q12. なぜ随意契約となっているのか。

Q13. 社会保険事務所が必要と考えたので購入しているのではないのか。

※ 和歌山県では、会計法第29条の3第5項で契約していますが、会計法第29条の3第4項のほうが良いのでしょうか。

随意契約関係参考条文

◎ 会計法（昭和22年3月31日法律第35号）

第29条の3 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならぬ。

2・3（略）

4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

◎ 予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）

（随意契約によることができる場合）

第99条 会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

①・②（略）

③ 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。

④（以下略）

（見積書の徴取）

第99条の6 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律 (平成 11 年法律第 87 号) の概要

<社会保険関係>

1. 地方事務官関係

(1) 職員の身分

都道府県（保険課、国民年金課及び社会保険事務所）で社会保険関係業務に従事している地方事務官を厚生事務官に改める。

（地方自治法の改正等）

(2) 行政組織

現在、都道府県の組織として置かれている保険課、国民年金課及び社会保険事務所を、社会保険庁の地方支分部局に改め、都道府県単位の地方社会保険事務局の下に社会保険事務所を設置する。

（厚生省設置法の改正）

(3) 社会保険事務

現在、都道府県知事の機関委任事務とされている社会保険関係事務について、国の直接執行事務とする。

（厚生年金保険法等の改正）

2. 国民年金事務関係（国民年金法の改正）

(1) 保険料の印紙納付方式の廃止

市町村において印紙を購入する形で保険料を市町村へ納付する方式（印紙納付）から、金融機関を通じて直接納付する方式（現金納付）へ改める。

（注） 1. 被保険者の便宜のため、保険料を取り扱うことができる金融機関の窓口を拡大する。

2. 印紙納付方式の廃止の施行（平成 14 年 4 月 1 日）以後 3 年間（平成 17 年 3 月 31 日まで）、経過的に市町村を通じて現金納付を行うことができるものとする。

(2) 第 3 号被保険者の届出の市町村経由から事業主経由への変更

現在、市町村経由で行っている第 3 号被保険者に係る届出を、事業主経由に改める。

(3) 各種届出書に係る機関委任事務の法定受託事務化

現在、市町村の機関委任事務とされている各種届書の受理事務等について、市町村の法定受託事務とする。

3. 施行期月

平成 12 年 4 月 1 日

ただし、2 (1) の印紙納付方式の廃止及び 2 (2) の第 3 号被保険者の届出の変更については、平成 14 年 4 月 1 日

<参考> 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の国会審議状況

平成 11 年 3 月 29 日 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出

6 月 10 日 衆議院 行政改革に関する特別委員会で同法律案が一部修正のうえ可決

※ 5 会派（自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党、社会民主党・市民連合）による共同提出による修正

6 月 11 日 衆議院 本会議で同法律案が一部修正のうえ可決

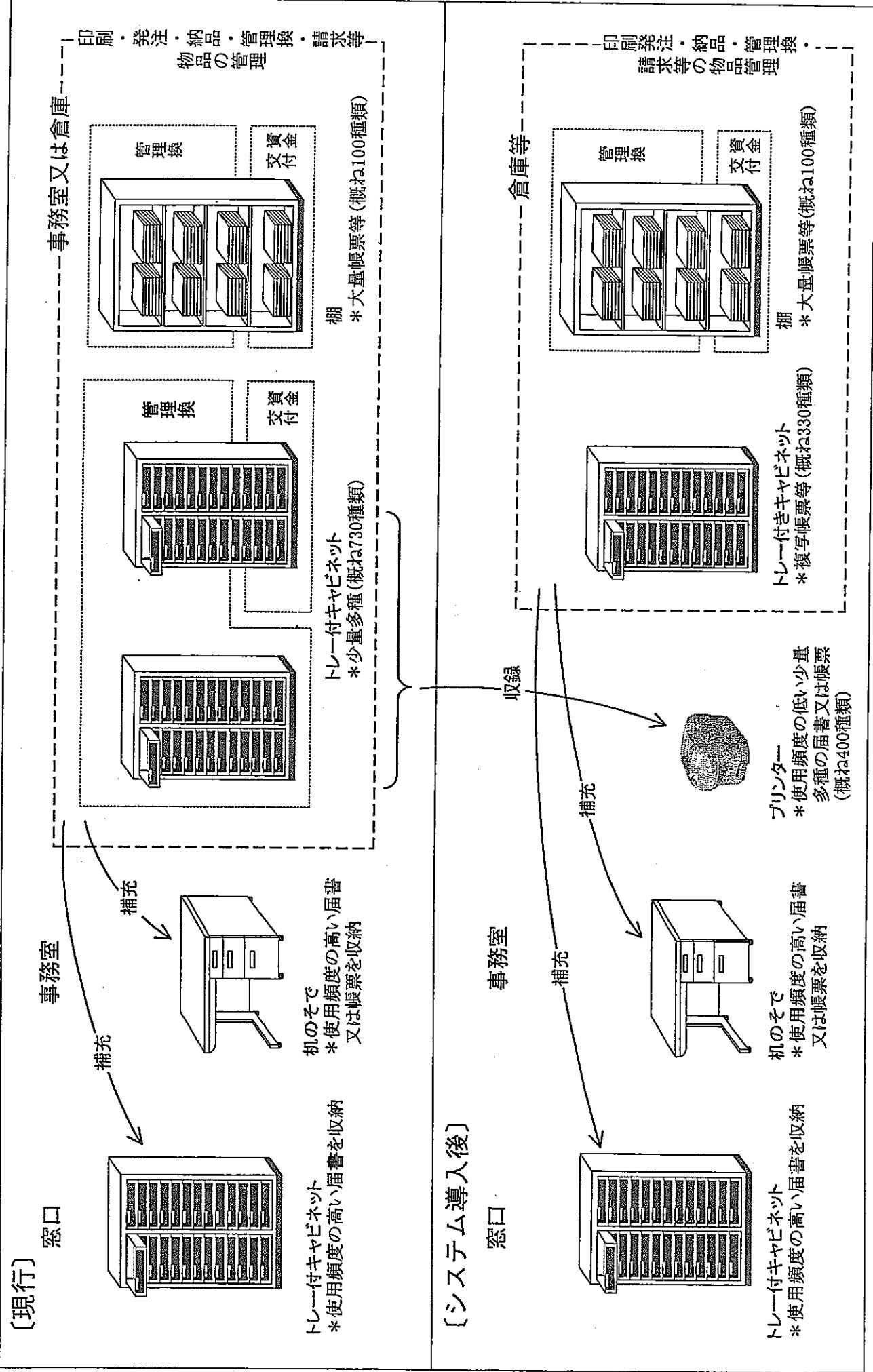
7 月 8 日 参議院 行財政改革・税制等に関する特別委員会で同法律案が可決

7 月 8 日 参議院 本会議で同法律案が可決・成立

7 月 16 日 公布

届出用紙等印刷システムの概念図

・対象: 届書及び帳票は、事務室又は倉庫等で保管(トレー付キャビネット等)されている、少量多種のもの



届出用紙等印刷システムの実施について (平成11年8月運営部長決裁)

届出等用紙印刷システムの実施について

1、目的

地方分権一括法により地方事務官制度が廃止され、これまで都道府県知事宛として送付していた各種届書の宛先を社会保険庁長官宛又は地方社会保険事務局長宛とする必要があり、そのためには、

- ① 各市町村において新様式をそれぞれに印刷する（実態は各市町村で様式が任意）
- ② 新様式を処理基準（法定受託事務）に統一して社会保険庁で印刷し、市町村に管理替えする（当面は国民年金事務取扱準則様式）

ということが考えられるが、市町村等の利便性や効率的を考慮し、あらかじめ登録された届出様式が印字できる届出用紙等印刷システム（届書等印刷プリンター）を市町村に設置することによりこれに代えることとする。

また、社会保険事務所及び市町村等に設置し、届出等用紙の作成、保管、策出及び手渡しにかかる事務等の効率化を図ること及び国民の身近な場所に当該プリンターを設置することによる各種届出促進を図り、社会保険事務所及び市町村の業務処理の簡素・効率化や届出漏れの防止及び届出用紙の入手に対する利便性の向上に資することも一方の目的である。

さらに、住所や氏名に変更があった際、関係届書が被保険者の身近に配備されているために届出意識が醸成されることとなり、基礎年金番号情報の的確な管理が期待できる。

2、設置計画

- (1) 社会保険事務所等には、実効性を考慮して平成11年11月頃を目途に設置する。
- (2) 各市町村には、平成12年2月～3月にかけて設置する。

※ 届書等印刷プリンターを設置して国民に身近な社会保険行政サービスを実現させるためには、当該機器の存在や利便性を認識させる事が重要であり、初年度は業務処理の簡素・効率化に注目した設置計画に基づき配置することとし、次年度以降にモニター結果に基づく効果的な設置計画を数年時で実施する。

- ① 国民年金届出書様式の変更
 - ・ 市町村
- ② 業務処理の簡素・効率化
 - ・ 保険課及び国民年金課（法律改正後を考慮し以下単に「社会保険事務局」という）
 - ・ 社会保険事務所
 - ・ 年金相談サービスセンター
 - ・ 市町村
- ③ 届出漏れ防止及び身近なサービス（利便性）
 - ・ 銀行等
 - ・ 郵便局
 - ・ 農漁協
 - ・ 社会保険関係施設
 - ・ コンビニ

※ ③については、①及び②の状況をみて次年度以降検討。

※ 次年度以降の設置計画は、11年度の実績を勘案し、業務処理の簡素効率化部門の拡大及び届出漏れ防止及び身近なサービス部門への展開を図ることとする。

3、対象届出等用紙

(1) 国民年金届出書様式の変更によるもの

- ・ 市町村 . . . 国民年金に関する社会保険指定様式のすべて
(住民関係届書と連動するものを除く)

(2) 業務処理の簡素・効率化に資するもの

- ・ 社会保険事務局 . . . 一般事務用関係用紙
- ・ 社会保険事務所 . . . 一般事務用関係用紙
少量多種の届書及び処理帳票のすべて
- ・ 年金相談サービスセンター . . . 少量多種の届書
- ・ 市町村 . . . 国民年金に関する社会保険指定様式のすべて
(住民関係届書と連動するものを除く)

(3) 届出漏れ防止及び身近なサービス（利便性）に資するもの

- | | | |
|------------|-------|---|
| ・ 銀行等 | ・ ・ ・ | 金融機関変更届、住所変更届
氏名変更届
その他、被保険者が必要な届出書 |
| ・ 農漁協 | ・ ・ ・ | |
| ・ 社会保険関係施設 | ・ ・ ・ | |
| ・ コンビニ | ・ ・ ・ | |
| ・ 郵便局 | ・ ・ ・ | 金融機関変更届、住所変更届
氏名変更届
その他、被保険者が必要な届出書 |

4、設置台数等

別紙1 参照

5、経 費

別紙2 参照

6、契 約

(1) 一般競争入札により行う

(2) 役務契約により行う

※ 届出用紙を供給するためのシステム全体を役務契約することにより、
市町村に設置する場合でも国有財産の管理義務を負わせることなく事業
を実施することが可能であり、また、保守を始め運用に関するすべての
役務を委託することとする。

(3) 契約スケジュール（別紙3 参照）

届書印刷システム（プリントナー）の設置について（案）

四二三五一

設置場所	業務メソット	利用者のメリット	キャパシティ	11'設置	備考
社会保険事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○帳票の在庫管理の効率化例）・帳票の在庫管理業務の減（印刷発注業務、管理換要求業務） ・帳票様式改正の際の経費の節減（耗费帳票の減） ○帳票管理の省スペース化例）・帳票管理（使用の為のキャビネット管理等）の省力化 ○届書手渡し業務の減 	<ul style="list-style-type: none"> ○来訪者（利用者）への利便性の向上 例）・用紙切れということがなくなり、待ち時間が減少する 	<ul style="list-style-type: none"> 316所 × 2台 = 632台 	632台	<ul style="list-style-type: none"> ○2台の内訳 業務用 1台 来訪者用 1台
社会保険事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○帳票の在庫管理の効率化 ○帳票管理の省スペース化 ○届書手渡し業務の減 	<ul style="list-style-type: none"> ○来訪者（利用者）への利便性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 47都道府県 × 2台 = 94台 	94台	
サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○帳票の在庫管理の効率化 ○帳票管理の省スペース化 ○届書手渡し業務の減 	<ul style="list-style-type: none"> ○来訪者（利用者）への利便性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 61ヶ所 × 2台 = 122台 	122台	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の市町村独自様式の一部を統一様式に変更する調整が必要 ○全市町村及び支所の一部（都市部を中心）に各1台設置 ○実際の設置については、市町村と要調整
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○帳票の在庫管理の効率化 ○帳票管理の省スペース化 ○基礎年金番号記載の徹底 ○届書手渡し業務の減 	<ul style="list-style-type: none"> ○来訪者（利用者）への利便性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 5,943所 × 1台 = 5,943台（支所含む） 	4,152台	
合計				最大 6,697台	5,000台

(参考)

設置場所	業務 メリット	利用者のメリット	キヤパシティ	11' 設置	備考
銀 行	<ul style="list-style-type: none"> ○ 口座振替の推進 ○ 基礎年金番号記載の徹底化環境変化（住所変更や氏名変更）の際の年金制度への届出意識の醸成による話題性 	<ul style="list-style-type: none"> ○ より身近な場所で必要ない届出用紙を入手できるという利便性の向上 	28, 857 店舗×1台 = 28, 857台	50台	<p>○ 関係先とは未調整ではあるが、設置効果の検証を行なうべくモル的に設置し、モニター調査を行うこととしたい。</p>
農漁協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 口座振替の推進 ○ 基礎年金番号記載の徹底化能動的な行政サービスによる話題性 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員の生活に密着した事業活動（生活設計相談等）の中での利便性の向上 	14, 869 店舗×1台 = 14, 869台	10台	
郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 口座振替の推進 ○ 基礎年金番号記載の徹底化能動的な行政サービスによる話題性 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機関としての国民サービスの連携による利便性の向上 	24, 638 局×1台 = 24, 638台	10台	
コンビニ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若人を中心とした利用者の利便性の向上及び話題性からの参加意識の醸成による話題性 	<ul style="list-style-type: none"> ○ より身近な場所で必要な届出用紙を入手できるという利便性の向上 	48, 405 店舗×1台 = 48, 405台	10台	
社会保険 関係施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 来訪者（利用者）への制度理解の醸成 ○ 施設の社会保険制度への貢献 	<ul style="list-style-type: none"> ○ より身近な場所で必要な届出用紙を入手できるという利便性の向上 	497 × 1台 = 497台	20台	
合 計			117, 266台	100台	

社会保険届書用紙プリンター必要経費（案）

(単位：千円)

設置時期	H11.11	H11.12	H12.1	H12.2	H12.3	計	12年度（満）
必要期間（月）	5	4	3	2	1		12
設置台数	848			2,152	2,000	5,000	
リース料（円）							
①	4,140	17,554	0	0	17,819	8,280	248,400
場所代（円）	0	0	0	0	0	0	
②	715.5	0	0	0	0	0	0
保守料（円）							
③	3,100	13,144	0	0	13,342	6,200	32,686
計	30,698	0	0	31,161	14,480	76,339	434,400

※ リース料、場所代及び保守料単価には消費税含む。

・場所代年額単価 8,177円（国有財産管理の平均）

・場所代不要分(H11.11)

社保 316×4台

社会保険事務局47×2台

61サービスセンター×2台
市町村

小計

632	台						
94	台	台	台	台	台	台	
122							
4,152							
5,000							

0 台

17施設 × 1台

・金融機関等(H12'以降)

活書印刷システム導入スケジュール(案)

(平成12年3月へ向けて本格実施の場合)

年 度	1 年						2 年						3 年					
	月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
11 年 度 実 施																		
モニターリング	①	60日以上(予定期料1700万円未満)	②	宣報掲載	▲・満足	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
モニターリング	①	接客票券化実現	②	接客票券化実現	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	
モニターリング	①	接客票券化実現	②	接客票券化実現	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	
モニターリング	①	接客票券化実現	②	接客票券化実現	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	
12 年 度 預 算	予算序譜(12'予定) 経理課長調整(〃) 会計課長(11'実績) 総務課長(〃) 予算課長(〃)	0	↔	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

〔要検討事項〕・モニターリング実施及び本格実施の時期及び規模(場所・合戦等)

・法案成立時期との関連

・役務契約に係る契約書作成等が必要

平成11年度分の届出用紙等印刷システムの調達に関する仕様書

(調達の概要)

1. 調達背景及び目的

社会保険庁が所管する各種届出書・申請書等（以下、「届出書等」という。）の入手方法の利便性の向上及び様式の改正等に迅速に対応することができる体制整備並びに物品管理業務の軽減及び保管場所の効率化を図ることを目的とし、これらの届出書等を全国各地の社会保険事務所、地方公共団体（市町村国民年金担当窓口）及び金融機関等において、被保険者等に供給することが可能な業務を調達するものである。

2. 調達物品名及び構成内訳

任意のOA機器等を使用した届出書等の書式を記録するなどにより、被保険者等が必要な都度、その求めに応じ、供給することが可能なものであること。また、システムの保守・点検業務を提供できる体制であること。

配布する届出書等の書式を改編があるため、その対応について、迅速に行うことのできること。

(1) 業務の実施場所

社会保険庁が指定するところ

(2) OA機器等の台数

5,000台

(3) 納入期間

契約締結の日以降3月15日まで

(性能、機能に関する要件)

3. 技術的要件の概要

- (1) JIS規格A4版及びハガキ形態の2種類
- (2) 帳票は400種類以上の出力が可能であること
- (3) 両面印刷ができること
- (4) 印字はにじみがなく、文字や罫線が鮮明に印刷できること
- (5) 利用者が求める届出書等が、その者の指定から1分以内（ハガキの場合は40秒以内）に供給が可能であること
- (6) 電源スイッチを入れてから、届出書等を指定する操作が簡単で短時間であること
- (7) 設置場所が狭隘とならないよう幅500×奥行700×高400mm以内であること
- (8) 一時的な外部での使用が容易となるよう操作機部分、画面表示部分、印刷機部分が一体式であること

(性能、機能以外の要求要件)

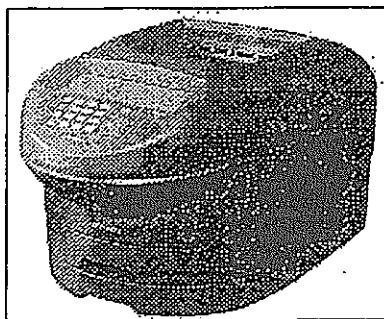
4. 障害支援体制

- (1) 障害発生時において通常8時から18時の間、照会等に対応可能な体制であること
- (2) 障害発時の機器等の交換まで、原則48時間以内に対応可能であること
- (3) 機器等が使用不能な場合、届出書等の供給が途絶えることがないよう、一時的な代替手段が講じられること

5. その他

- (1) 機器等の取扱説明書は、設置台数分配備すること
- (2) 保守・点検業務は、届出書等の供給が途絶えることがないよう行えること（年1回程度）
- (3) 届出書等は、CD-ROMなどにより対応し、書式の変更時は迅速な対応が可能であること

6/28 MON(月)

B刊(大、日、曜日休刊)
発行・日本工業新聞社
電話:03-5524-3501~7・21100-81258903-321-2111
FAX:03-5524-3502~4・7235-82774008-6313-1221

日よりな話

「定型文書の電子化による日常業務の省紙化と効率アップがこれまで進まなかつた企業や自治体に推奨できるプリンターシステムです」。

製品PRに力を入れるのはOA

CD-ROM内蔵
ROMで
電子化で
定型文書
パソコン一体プリンター

ROMには一枚に最

大一千五百
種類の定型

機器の企画・製造・販売を行うカ
ワグチ技研(社長・河口暁氏、東
京都港区、☎03・3431・4
410)で、七月一日から発売す
るCD-ROMドライブ内蔵のブ
リンターシステム「パピアート6

文書が収録でき、多種多様な伝票
類の印刷・発注・管理業務と在庫
の保管場所が不要となる。

料金は一台三十万円。初年度一
万二千台の販売を見込んでいる。

カワグチ技研

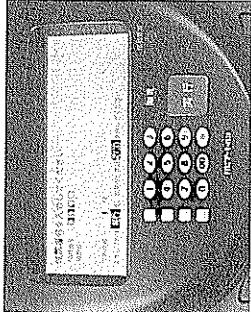
CD-ROMドライブ 内蔵で簡単プリント

伝票類などの定型文書を、最大150枚連続まで1枚のCD-ROMに収録。CD-ROMは、お客様との接続はいっさい不要。操作も、必要な伝票類のナンバーを選んで実行キーを押すだけと、簡単です。

CD-ROMドライバードアート6.3

最大150枚連続までの伝票類を1枚のCD-ROMに収録して、必要なものだけをプリントアウト。
必要なときにハビアードアートが、多種多様な伝票類の印刷、発注、管理業務、在庫の保管場所を不要にしました。

表示文字も大きく美しい、明るい大型液晶ディスプレイを採用。
80×212mm、640×240ドットのパネルト付
き大型液晶ディスプレイを採用。大きく美しい文
字の表示を見易い、どなたにも見やすいように
記述しています。



伝票類などの定型文書を、最大150枚連続まで1枚のCD-ROMに収録。CD-ROMは、お客様との接続はいっさい不要。操作も、必要な伝票類のナンバーを選んで実行キーを押すだけと、簡単です。

細かい設定・接続は不要。
オールインワンプリンタが
業務の効率化を実現。

電源スイッチを入れてからキー入力が可能にな
るまでの待ち時間は、わずか15秒。キー入力後、
印刷完了までかかる時間は、わずか30秒～60秒。これは、急に必要
になった伝票類でも、2分以内で手でできること
を意味します。他の機器との接続や複数の
設定が不要なオールインワンタイプだからこそ
実現できる、業務の効率化です。



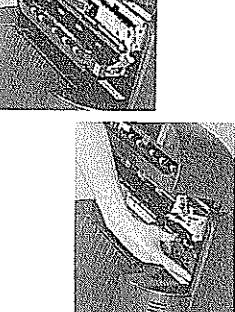
パソコン利用のプリントアウトに
比べても格段に効率アップ。
パソコンで文書類を印刷する場合、①プリンタ
起動、②ハシコン起動、③アプリケーション起動、
④ファイルを開く、⑤用紙、印刷枚数設定、⑥印
刷実行…多くの手間と時間がかかりります。
ハビアードアートなら、①電源スイッチを入れ、②必要
な伝票類のナンバーと印刷枚数を入力して実
行キーを押すだけ。分の1の手間だから、
印刷の効率も3倍アップしません。



自動給紙で効率アップ。
合計300枚の大容量給紙。

フロントの給紙トレイには、ハ
ガキなら最大100枚、A4判
なら最大100枚の用紙がセッ
トできます。

ハガキとA4判の
自動給紙両面印刷が可能。
2段のサーマルプリンタにより、同時に両面印刷
が可能です。このため、片面印刷時と両面印刷
時の所要時間にほとんど差がない、業務効率
化が図れます。また、同立換算中、自動給紙
によるハガキの両面印刷ができるのは、ハビア
ードだけです。



100,000枚の
伝票のための場所はもはや不要。

必要なときには必要なだけを印刷すれば必ずむ
ので、多種類・大量の伝票類をあらかじめスッ
クしておく必要があります。たとえば、A4判の
伝票類200種類を5,000枚の生地をねじている場
合に比べて、ハビアードアートの
体積比はわずか6分の1。オ
フィスの省スペースに大き
く貯められます。

細かい設定・接続は不要。
オールインワンプリンタが
業務の効率化を実現。

電源スイッチを入れてからキー入力が可能にな
るまでの待ち時間は、わずか15秒。キー入力後、
印刷完了までかかる時間は、わずか30秒～60秒。これは、急に必要
になった伝票類でも、2分以内で手でできること
を意味します。他の機器との接続や複数の
設定が不要なオールインワンタイプだからこそ
実現できる、業務の効率化です。

操作は19のキーで。
はじめての方でも迷わず簡単。
操作に用いるキーは、伝票類のナンバーを入力
するテンキーと、命令の実行・取消キーだけ。は
じめて使う方はもちろん、どなたでもどちらごこ
と簡単操作できます。

鮮明な文字・罫線。
引き継ぎました黒色で、
読みやすい印字を実現。
印字方式はサーマル方式なので、インクジェット
プリントのようなにじみがありません。400dpiX
160dpiの高画質で、文字や罫
線をくっきりと印
刷することができます。

データ処理の高速化が生む
快適な操作環境。
データ処理の高速化を実現するために、32bit
RISC CPU(100MHz)を搭載。また、内蔵の32
倍速CD-ROMドライブが、データの高速読み
出しを可能にしています。



多種多様な伝票類の 印刷・在庫管理を不要にした CD-ROMドライバードアート6.3



CD-ROMドライバードアート6.3

平成11年度分の随意契約の締結に先立つ官報公示

随意契約に関する公示

次のとおり随意契約について公示します。

平成11年10月29日

支出負担行為担当官

社会保険庁総務部経理課長 霧島 一彦

◎調達機関番号 024 ◎所在地番号 13

1 調達内容

(1) 品目分類番号 76

(2) 購入等件名及び数量

届出用紙印刷システムの提供 5,000式

2 随意契約の予定日 平成11年11月19日

3 随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由 b

4 随意契約を予定している相手方の名称

株式会社河口技研

5 担当部局 〒100-8045 東京都千代田区霞が
関1-2-2 社会保険庁総務部経理課契約第
一係 鍛冶場慎二 電話03-3503-1711 内線
3550

6 Summary

(1) Classification of the services to be procured: 76

(2) Nature and quantity of the services to be required: Printing system of report forms 5,000 sets

(3) Expected date of the contract award: November 19, 1999

(4) Reasons for the use single tendering procedures as provided for in the Agreement on Government Procurement: b

(5) Contact Point for the notice: Shinji Kajiba, Accounts Division, General Affairs Department, Social Insurance Agency, 2-2, Kasumigaseki 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8045 Japan TEL 03-3503-1711 ex 3550

行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）等

1. 経済新生対策（平成11年11月11日経済対策閣僚会議）一抄一

第2部 具体的施策

I. 日本経済のダイナミズム発揮のための施策

2. 戦略的重点的技術開発の推進

(1) ミレニアム・プロジェクト等重点分野の技術開発の推進

1) 情報化

平成15年度までに電子政府を実現させるために不可欠な技術開発を行う。(略)

2. ミレニアム・プロジェクト(平成11年12月19日内閣総理大臣決定)一抄一

II 各プロジェクトのテーマと概要

1 情報化(ー誰もが自由自在に情報にアクセスできる社会を目指してー)

(2) 電子政府の実現

2003年度までに、民間から政府、政府から民間への行政手続をインターネットを利用しペーパーレスで行える電子政府の基盤を構築する。

3. 行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）一抄一

IV 行政事務の電子化等電子政府の実現

(2) 国民、企業と行政との間の情報化

イ 国民、企業と行政との間の手続の電子化

i) 申請1届出等手続約1万件について、原則として、平成15年度までにインターネット等によるオンライン化を実現するため、遅くとも平成12年度内に、関係省庁において、目標達成上の課題の解決のための具体的スケジュールと方策を策定する。

予定価格関係参照条文

◎ 予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）

第80条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

第99条の5 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第80条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(財)建設物価調査会「物価資料」

1 1999年11月号 一抄一

=リース・レンタルの解説=

7. リース率

上記5の算式に基づきリース会社によって算定されたリース料金から、標準的なリース料率（月額リース料金÷物件価額）を導き出すと、おおむね次のようになる。

<法人向けOA機器月間リース率>

6年リース	月間リース率	1. 67～1.77%
5年リース	"	<u>1. 93～2. 03%</u>
4年リース	"	2. 35～2. 45%
3年リース	"	3. 03～3. 13%

2 2001年2月号 一抄一

=リース・レンタルの解説=

7. リース率

上記5の算式に基づきリース会社によって算定されたリース料金から、標準的なリース料率（月額リース料金÷物件価額）を導き出すと、おおむね次のようになる。

<法人向けOA機器月間リース率>

6年リース	月間リース率	1. 64～1.74%
5年リース	"	1. 91～2. 01%
4年リース	"	2. 33～2. 43%
3年リース	"	<u>3. 01～3. 11%</u>

3 2004年7月号 一抄一

=リース・レンタルの解説=

10. 再リース（リース期間満了後）の契約

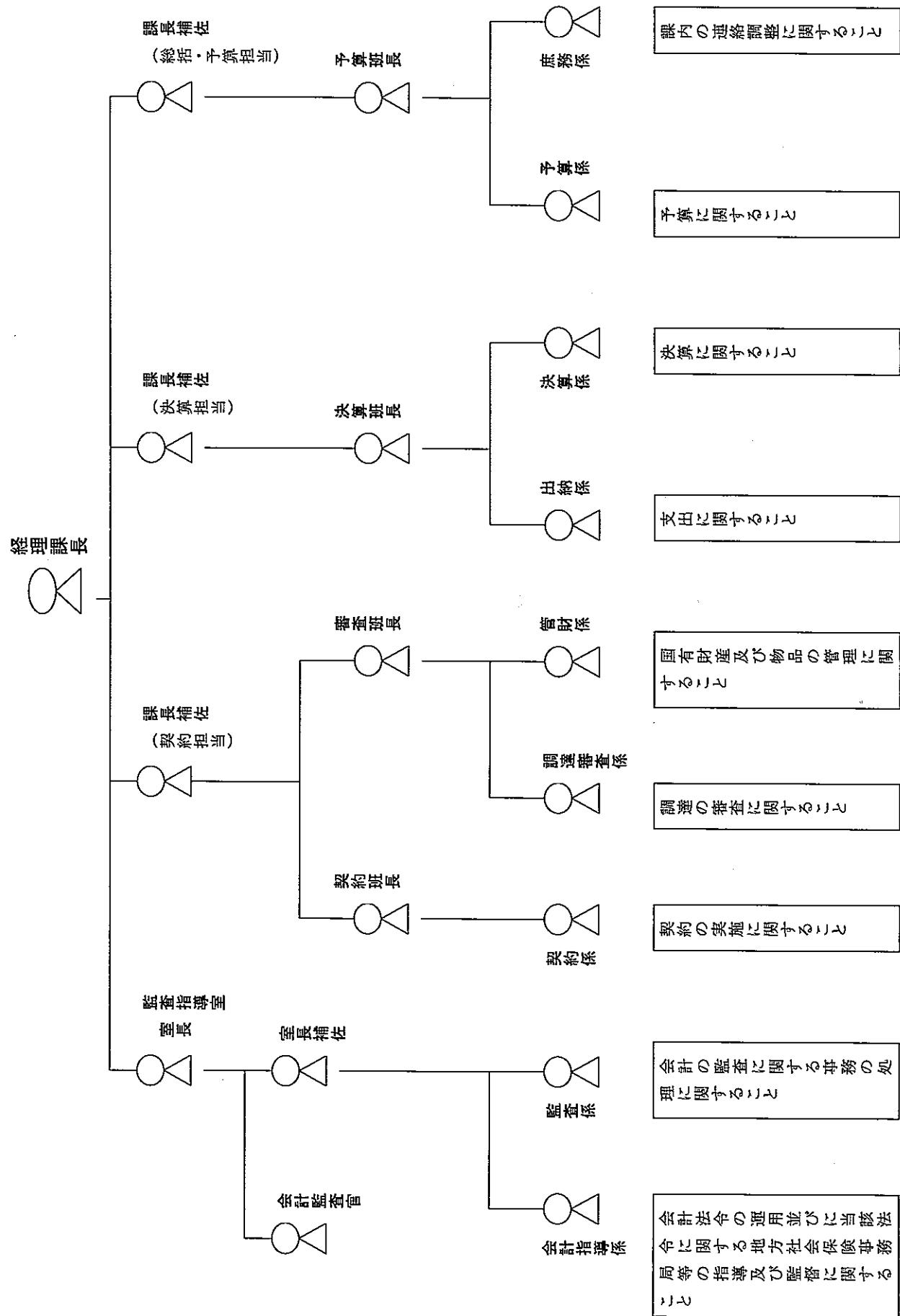
ユーザーは、リース期間満了時にリース物件をリース会社に返還するか、引き続き使用するかを選択できる。ユーザーが引き続き使用したい場合、再リース契約を結ぶ再リース期間は原則として1年（更新は可能）。再リース料金は、当初契約時の年額リース料金の10分の1～12分の1程度を、1年分前払いする例が多い。

社会保険庁における監修料の受領額

(単位：万円)

	前回調査		追加調査 ニチネン企画	合計
	大量購入関連	少量購入関連		
平成11年度	10,079	2,490	780	13,349
平成12年度	10,228	2,840	780	13,848
平成13年度	10,001	2,665	886	13,552
平成14年度	9,591	2,899	485	12,975
平成15年度	5,968	334	120	6,422
合計	45,867	11,228	3,051	60,146

社会保険庁総務部經理課組織イメージ



国家公務員倫理法の考え方

	ゴルフ、旅行を共にする 饅別・中元等を受ける	飲食を共にする	
		自己負担無	自己負担有
利害 關係者	処分の対象となる (倫理規程第3条第1項第1、8、9号)	処分の対象となる (倫理規程第3条第1項第7号)	許可を受けなければ処分の対象となる (倫理規程第3条第2項第8号)
利害 關係者以外	通常の社交の程度を越えた場合、 処分の対象となる (倫理規程第5条第1項)		処分の対象外

◎ 国家公務員倫理規程（平成12年3月28日政令101号）

（禁止行為）

第3条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- ① 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
 - ②～⑤ （略）
 - ⑥ 利害関係者から供應接待を受けること。
 - ⑦ 利害関係者と共に飲食をすること。
 - ⑧ 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - ⑨ 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
- ①～⑥ （略）
 - ⑦ 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
 - ⑧ 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること。ただし、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際ににおける簡素な飲食以外の飲食（夜間におけるものに限る。）にあっては、倫理監督官（法第39条第1項の倫理監督官をいう。以下同じ。）が、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可したものに限る。
 - 3 （略）

（利害関係者以外の者との間における禁止行為）

第5条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供應接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供應接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 （略）

◎ 国家公務員倫理法（平成11年8月13日法律第129号）

（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）

第3条 1・2（略）

3 職員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

第5条 内閣は、第3条に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する政令（以下「国家公務員倫理規程」という。）を定めるものとする。この場合において、国家公務員倫理規程には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

2～8 （略）